

平成26年度 第1回海老名市子ども・子育て会議 次第

日時 平成26年8月12日（火）

午前10時から

場所 海老名市役所政策審議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について

(2) 新制度の施行に伴う条例の制定について

(3) その他

4 閉 会

海老名市

子ども・子育て支援事業計画

(案)



海老名市イメージキャラクター「えび~にゃ」

平成26年 月

はじめに

わが国では、未婚率の増加や晩婚化、核家族化の進展により、少子化が大きな社会問題となっております。この少子化社会の対策のため、次代を担う子どもを育む環境を、社会全体で支援する制度や仕組みを整えていくことが求められております。

海老名市では、「住みたい、住み続けたいまち海老名」を実現するため、子育て世帯の定住促進を図り、元気なまちづくりを進めるべく、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この中で、子ども医療費助成による中学生までの医療費の無償化、民間認可保育園の設置支援や地域における

子育て支援をはじめとした子育て環境の充実、保育施設整備などハード・ソフトの両面から子育て支援事業に取り組んでおります。また、昨年6月には「子ども・子育て会議条例」を制定し、保護者、事業者代表、労働者代表、子育て支援当事者及び学識経験者など、さまざまな方に参画していただき、子育て施策をご審議いただいております。

この度策定いたしました「海老名市子ども・子育て支援事業計画」は、お子さんを育てている方の子育てに対する不安や悩みを解消し、子育てが楽しく、子育てがしやすいと感じ、ずっと住み続けたいまちと感じていただけることを目的としております。

市民の皆様が安心して子どもを生み育てられる環境を今後も整えていくとともに、えびなの子どもたちが幸せに育つよう願っております。



平成26年 月

海老名市長 内野 優

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	9
第1節 計画策定の趣旨	9
第2節 計画の位置付け	10
第3節 計画の期間	10
第4節 計画の策定体制	11
第5節 計画の達成状況の点検・評価策定体制.....	12
第2章 計画の基本的な考え方	15
第1節 計画の基本理念	15
第2節 基本目標	16
第3節 新しい海老名の子ども・子育て支援制度	18
第4節 施策の体系図	24
第3章 海老名市の子育て環境	- 29 -
第1節 少子化の動向	- 29 -
第2節 子育て関連施策の現状.....	- 35 -
第3節 ニーズ調査による子育て家庭の現況	- 40 -
第4節 教育・保育事業者に対する意向調査	- 57 -
第4章 新たな事業と計画推進に向けて	

【現在策定中】

第1章 計画策定にあたって

－ 計画の趣旨と位置づけ －



第1章 計画策定にあたって

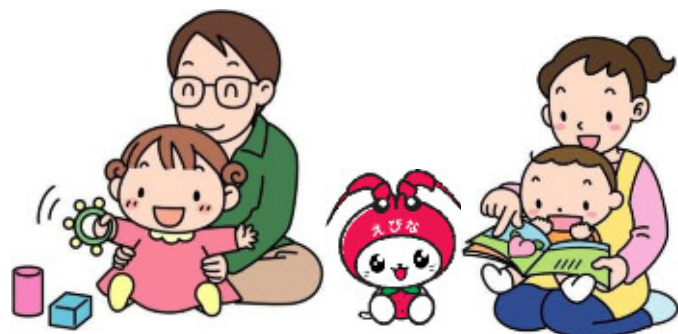
第1節 計画策定の趣旨

現在、少子化が急速に進行し、家庭、地域における子育て環境の変化に、どのように対応し、“子育てをしやすい”環境を整備していくのかが、社会全体の課題となっています。このような社会的背景のもと、国は、子どもと子育てを応援する社会の実現に向け、平成22年1月に『子ども・子育てビジョン』を策定し、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと方向が転換され、社会全体で子どもの育ちを支え合う環境づくりに取り組みはじめました。

さらに、国は“一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現”に向けた国の取り組みとして、『子ども・子育て支援法』を平成24年8月に成立させ、この法を含む「子ども・子育て関連三法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）も成立しました。これらの法に基づき、平成27年度からはじまる新たな子ども・子育て支援制度に向け、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の検討が進められています。

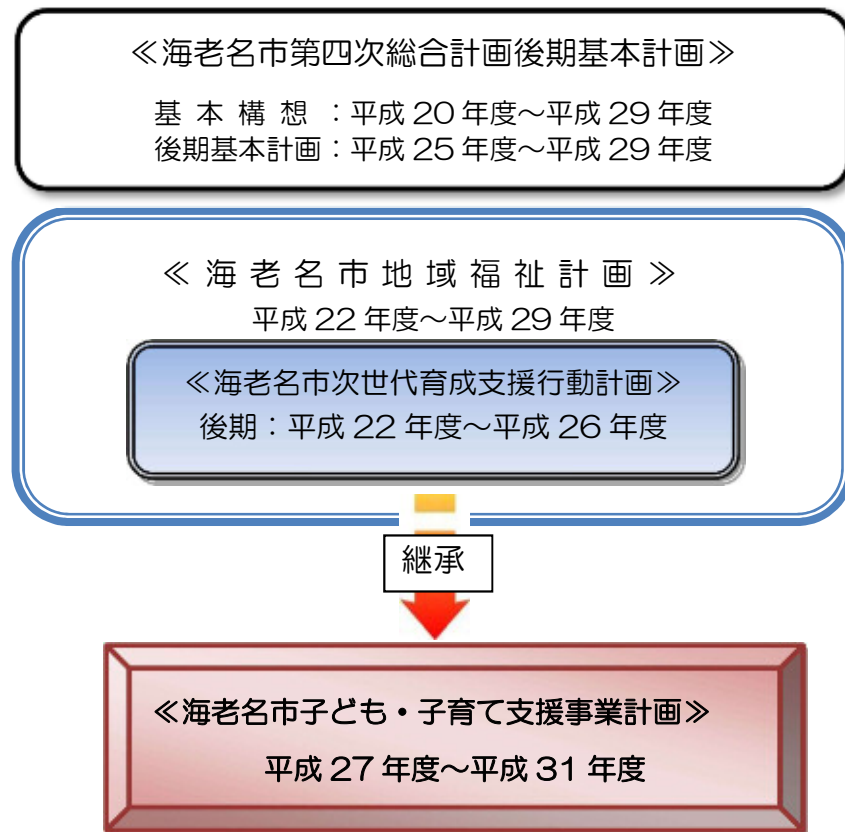
海老名市においても、この新たな支援制度に向けた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策等、地域の実情等に応じた『海老名市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

これまで、市では、平成17年に『海老名市次世代育成支援行動計画 前期計画』を、その5年後の平成22年には『海老名市次世代育成支援行動計画 後期計画』を策定し、子育て支援施策等の充実に向け、取り組んできました。これらの基本理念、取り組み等を継承し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消など保育の量的拡大・確保、海老名市の実情に応じた地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。また、『海老名市次世代育成支援行動計画』で示された課題にも引き続き取り組むとともに、国の示す学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容などを定めました。



第2節 計画の位置付け

『海老名市子ども・子育て支援事業計画』は、『海老名市次世代育成支援行動計画（後期基本計画：平成22年度～平成26年度）』の基本理念、施策等に基づいた計画です。次世代育成支援施策に関わる個別計画、他の関連する施策と整合性を持たせます。



第3節 計画の期間

『子ども・子育て支援法』に基づき、本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を一期として策定します。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
海老名市次世代育成支援行動計画（後期計画） （平成22年度～平成26年度）									
				継承	海老名市子ども・子育て支援事業計画 （平成27年度～平成31年度）				

第4節 計画の策定体制

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づいた『海老名市次世代育成支援行動計画』の施策の評価等の見直しをし、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」（平成25年11月実施）を市在住の未就学児・小学生のいる子育て家庭に実施した結果を踏まえ、計画案を策定しています。

庁内において検討をするとともに、「海老名市子ども・子育て会議」に諮り、幅広い立場からのご意見等を頂きながら、計画を策定する体制としました。

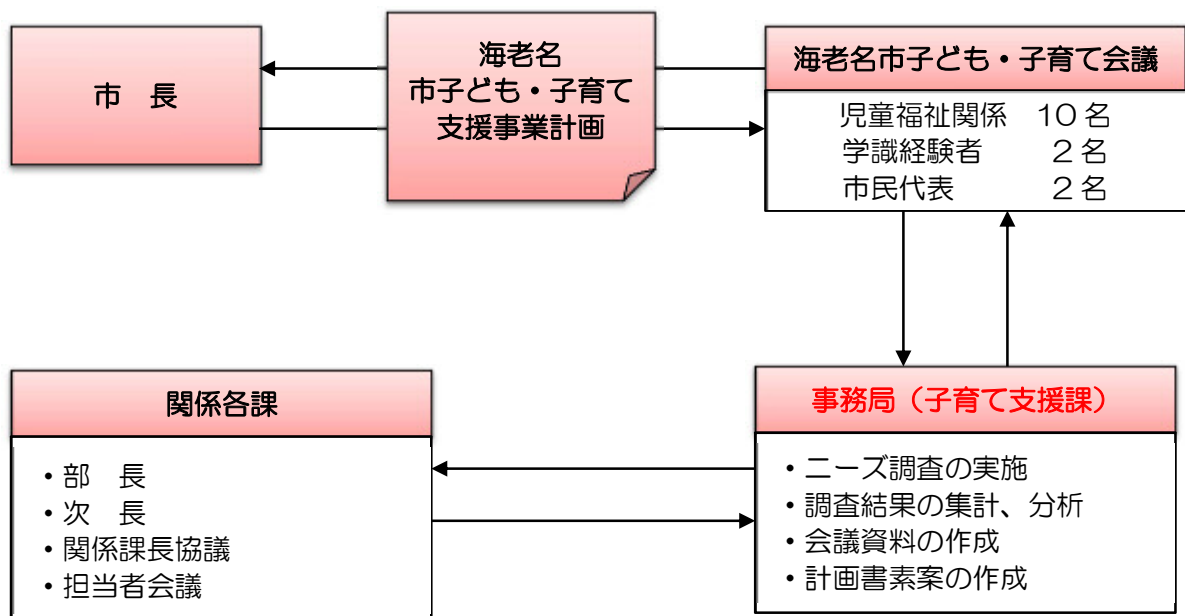
1 海老名市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」の第77条第1項に基づき、「海老名市子ども・子育て会議」を平成25年8月から開催しております。委員は、児童福祉関係者、学識経験者、市民代表の公募者を含む14名で構成されています。子育て経験者、子どもの教育・保育等に携わる実務経験者により、利用者・事業者の目線で、入念に計画書のご審議をいただきました。

2 庁内策定体制

『海老名市子ども・子育て支援事業計画』策定にあたり、市長、庁内関係各課との連携を図り、意見交換・調整等を行い、推進体制を強化しています。

《策定体制》



第5節 計画の達成状況の点検・評価策定体制

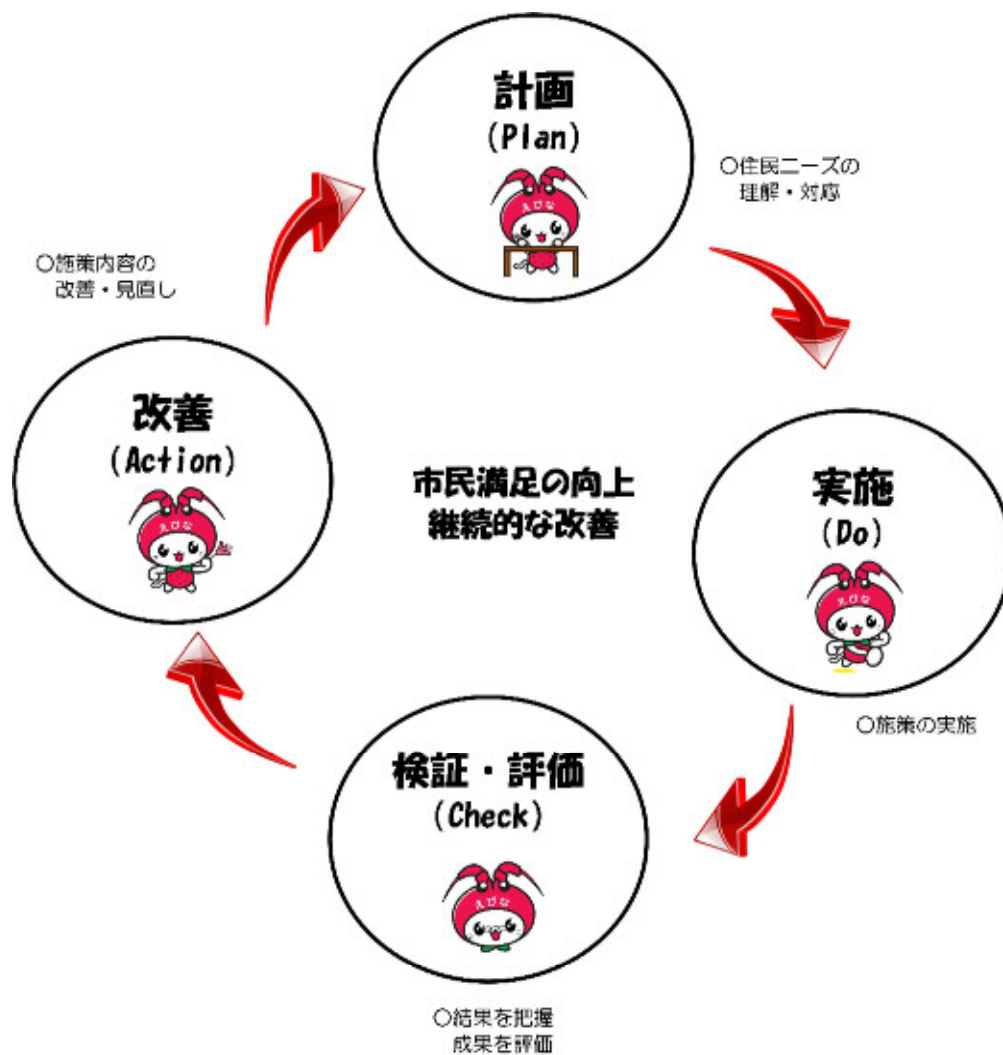
各年度に、設定した目標事業量の達成状況について、点検、評価を行います。

本計画の進行状況の管理、実施状況の点検・評価については、「海老名市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

計画の見直しについては、海老名市の情勢や地域を取り巻く変化に対応して、適確に進める必要があります。関係する各方面から、幅広く意見を頂き、検討等を実施していきます。

また、実施状況や点検・評価の結果については、市民に公開し、周知を図ります。

《点検・評価の手順》



第2章 計画の基本的な考え方

－ 基本概念と新制度の概要 －



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針、意義に関する事項には、「家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない」とされています。

海老名市においても、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ、安心と喜びを持って子育てができ、すべての子どもたちが心身ともに健やかでたくましく育つ社会の実現に向けて、家庭、地域、事業者、行政などが協働して取り組む必要があります。

これまで市では、『海老名市次世代育成支援行動計画 後期計画』（平成22年～26年）を策定し、子育て世帯を支援するさまざまな施策に取り組んできました。今回策定するこの「子ども・子育て支援事業計画」では、この計画の基本理念を継承しつつ、さらに子育て世帯に対する支援の充実を図り、子育て世代の定住を促進することで、元気で健やかなまちづくりを進めるため、新たな海老名の子ども・子育て環境づくりにを盛り込みました。

海老名市の地域社会全体が、海老名の将来を担う子どもたちとその子育て家庭に向き合い、ともに支え合う喜び、生きる喜びを実感できる社会を目指し、子育てのしやすいまちづくりを進めます。

【基本理念】

社会全体で子育てを支援し、

明るく元気なえびなの子どもたちを育てる

第2節 基本目標

子ども・子育て支援の基本指針では、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと」、個々の子育て家庭や子どもたちの置かれた状況、地域の実情を踏まえて、「幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る」ことが必要とされています。

海老名市で育つすべての子どもたちは、海老名市の未来をささえる子どもたちです。この子どもたちが、健康で、大きな夢や希望をもって育つよう、基本理念の実現に向けて、子ども・子育て支援の基本指針を踏まえた6つの基本目標を掲げ、各施策・事業を展開していきます。また、海老名市のすべての子育て家庭が、“子育てしやすいまち・海老名市”を実感できるよう、「新たなえびなの子育て施策」、「幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進」に力を入れていきます。

1 新たなえびなの子育て施策

これまで海老名市で取り組んできた子育て施策から、“海老名市は暮らしやすい”と感じている市民が多いことが、今回行ったニーズ調査から分かりました。海老名市の将来を担う子どもたちが、豊かな人間性とたくましく生きる力をもち、明るく元気に育つよう、今後も子ども医療費の充実などに取り組み、“子育てしやすいまち・海老名市”を、より多くの子育て家庭に感じてもらえるように、海老名市の子育て環境づくりに努めます。

2 幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進

少子化や核家族化など社会的変化とともに、働き方も多様化し、子育てと仕事の両立を望む家庭が増えています。

子どもの安全・安心な預け先として、幼稚園や保育所などの大規模な教育・保育施設とともに、保護者の要望等に細やかに対応できる家庭的保育などの小規模な保育事業の活用などを検討します。幼児の教育・保育の量、質の充実などに取り組み、社会的な課題である待機児童の解消に努めるとともに、多様化する教育・保育ニーズに応える環境を整備していきます。

3 地域における子育ての支援

幼稚園や保育所で行っている一時預かりや延長保育のほか、子育て相談、学童保育など、市では様々な子育て支援に取り組んでいます。

すべての子育て家庭が、身近な場所で必要とする子育て支援が利用できるよう、従来の子育て支援の他、利用者支援事業などにも取り組み、地域における子育て支援の充実を図ります。

4 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して子どもを生み、育てられる環境には、妊娠・出産・育児の各ステージでの支援が、必要です。妊産婦には、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援、乳幼児に必要とされる適時適切な保健医療サービスなど、安心して生み育てる環境づくりをさらに深めるため、関係団体等と連携し今後も推進していきます。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出に伴い、仕事と子育てを両立したいと希望する人が増えていますが、職場で理解が得られない、子育てに対する社会の評価は低いなど、悩みを抱えている人も多くいます。

子育て中の女性も男性も仕事と家庭生活の両立ができるように、労働時間や働き方などを社会全体で環境の整備が図れるように啓発などに取り組みます。

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

子育ては、楽しさと難しさの両面があります。日頃から子育ての難しさを強く感じている人もおり、子どもへの虐待等につながらないよう、身近な地域等での支援のほか、的確な対応等ができるよう、関係機関との連携などを推進します。

海老名市で暮らす、すべての子どもの幸福を考え、経済的な悩みなどを抱えやすいひとり親家庭への支援、障がいや発達に遅れのある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、細やかな取組を推進します。

第3節 新しい海老名の子ども・子育て支援制度

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がはじまります。

この新制度による子ども・子育て支援の基本指針は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本的な考えであり、障がいや疾病、貧困など社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とした一人ひとりの子供の健やかな成長を平等に保証することや核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者にも寄り添い、子育てに対する負担や不安などを和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整備すること、保護者に子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるように支援していくこととなっています。

また新制度では、保護者が子育てについての責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされており、保護者の就学、疾病、求職活動、妊娠・出産など、多様な事由を勘案し、「子ども・子育て支援法」の第19条に基づいて、保育の必要性等が認定されます。認定は、就学前の子どもを対象に、1号から3号までの区分で行われ、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ、幼保連携型認定こども園が新設されます。この施設は、待機児童の解消とともに、地域における保育機能の確保を進めるために、教育施設、児童福祉施設として、法的な位置づけがなされています。

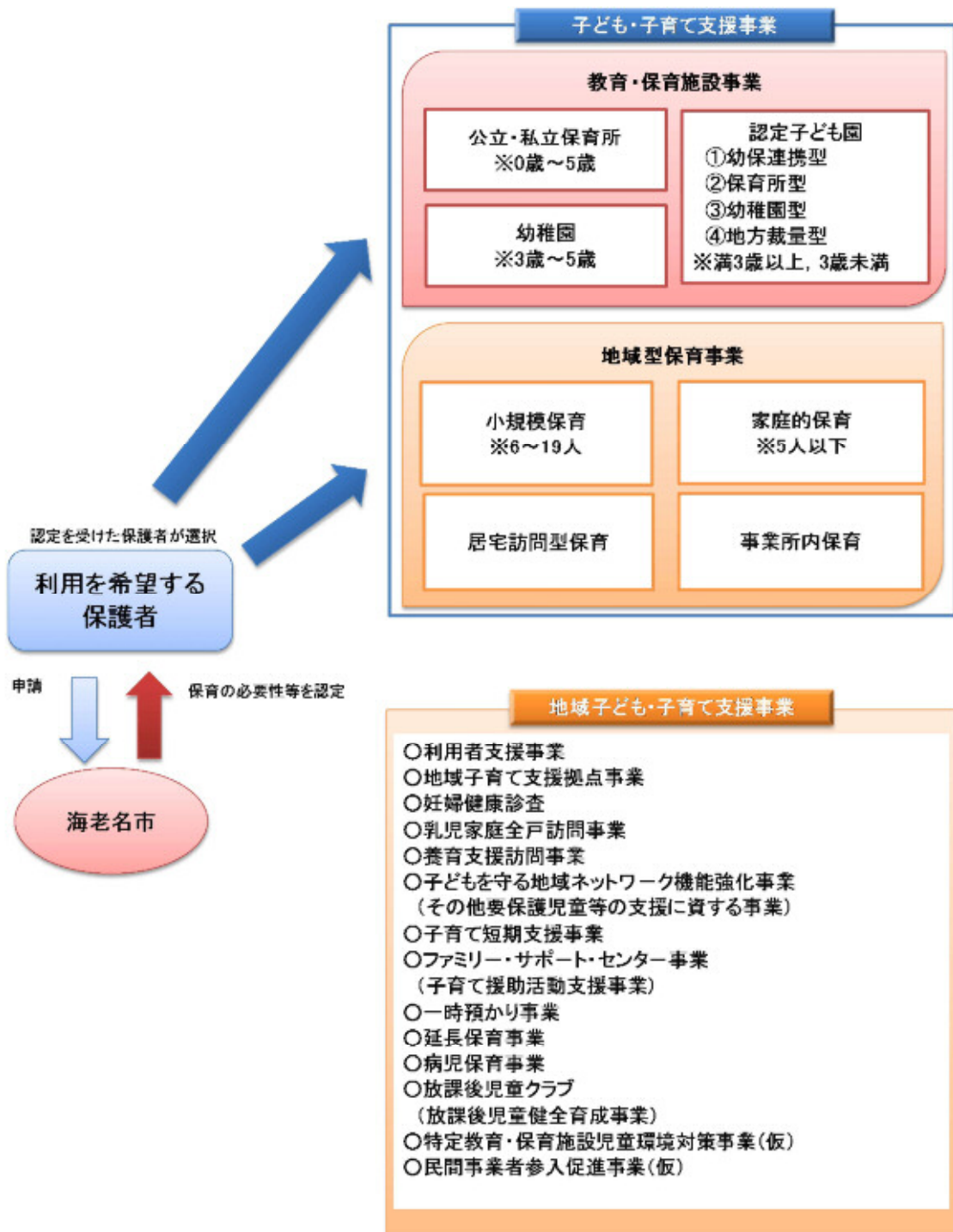
また、身近な場所で子どもを預けられる環境づくりに向け、幼稚園、保育所、認定こども園を“教育・保育施設事業”として一本化し、小規模保育、事業所内保育などの4事業は“地域型保育事業”として位置づけ、地域における保育機能の確保を進めます。

さらに、ソフト面では、利用者支援事業、特定保育等推進事業が創設されるとともに、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）などの充実が図られます。

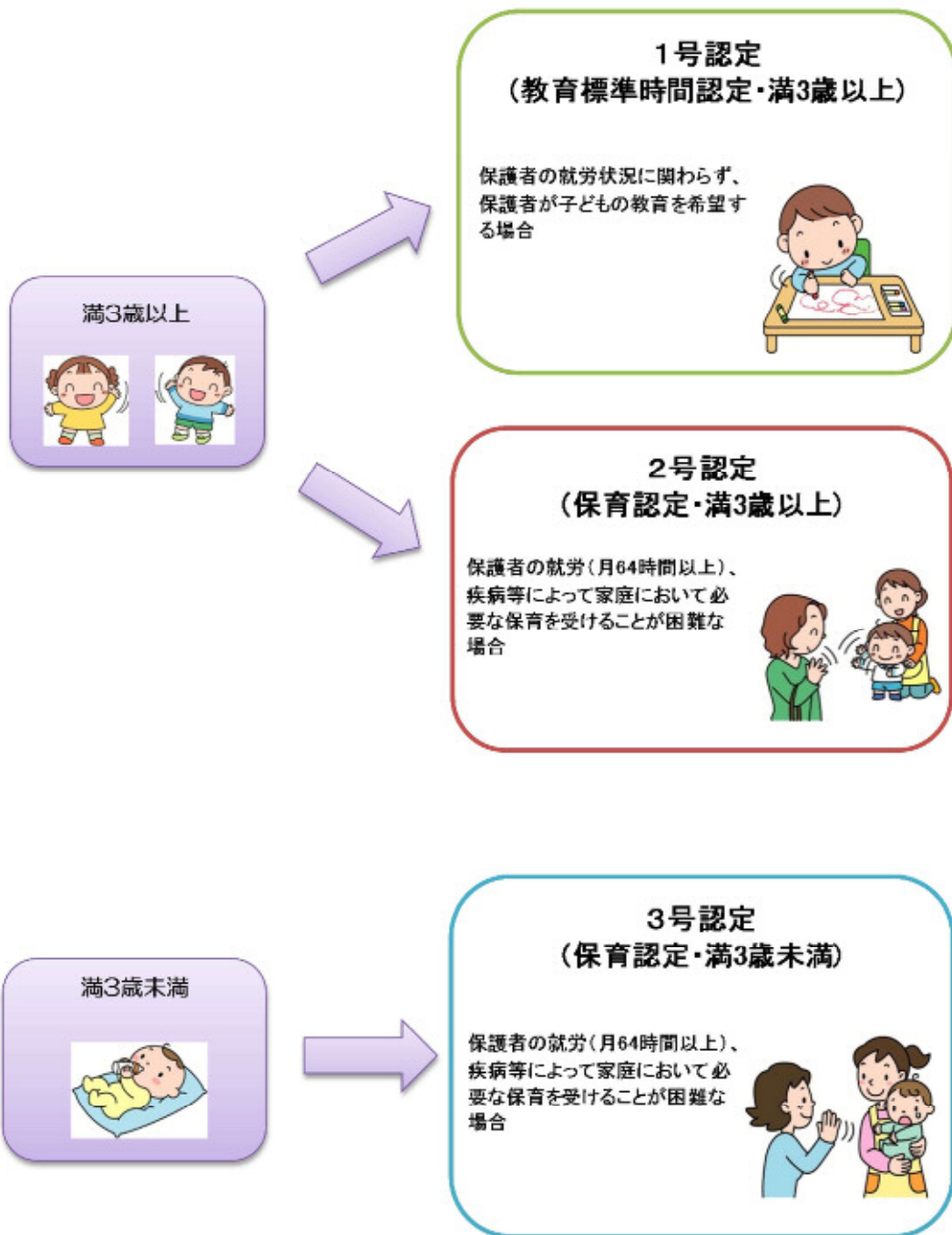
こういった状況を踏まえて、全国の各自治体で自治体別の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

海老名市では、これまでも今回の新制度で示された事業も含め、様々な子ども・子育て事業を進めてまいりました。特に、施設型事業では、都市型、交通利便などといった地域特性から、認可保育所が公立・私立合わせて18施設、私立幼稚園が8施設あり、高規格道路の新設や私鉄路線の延伸などによる市街区域の開発やライフラインの整備も進み、今後も認可保育所の開設が予定されており、この立地条件を活かしつつ、これまで実施してきた子ども・子育て支援事業を融合させながら、新しい制度によって新設された様々な事業を運用していくことが重要と考えております。

【子ども・子育て支援サービス事業分類】

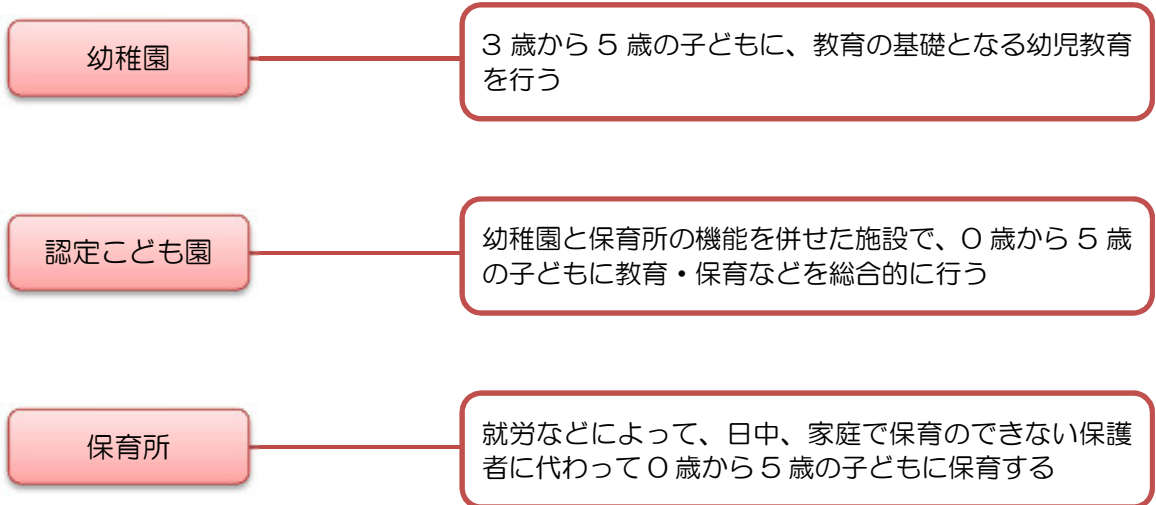


【認定区分の概要】

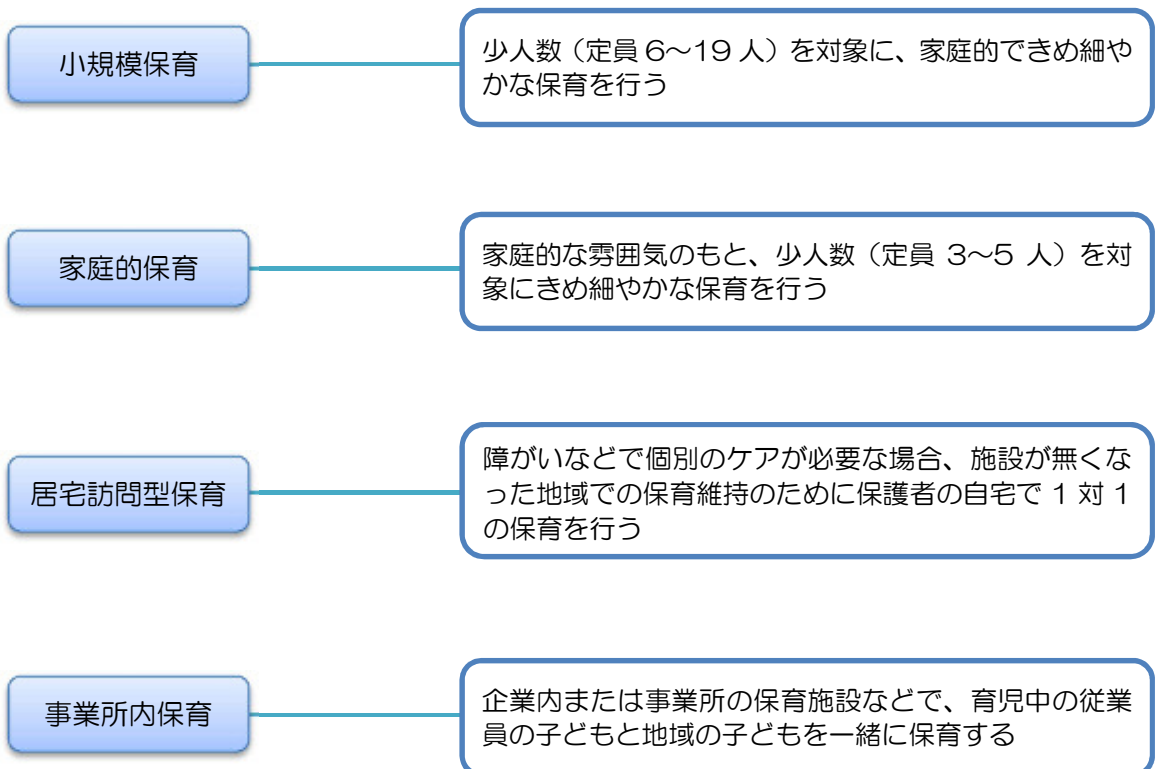


1 子ども・子育て支援施設保育事業

(1) 教育・保育施設事業



(2) 地域型保育事業



2 地域子ども・子育て支援事業

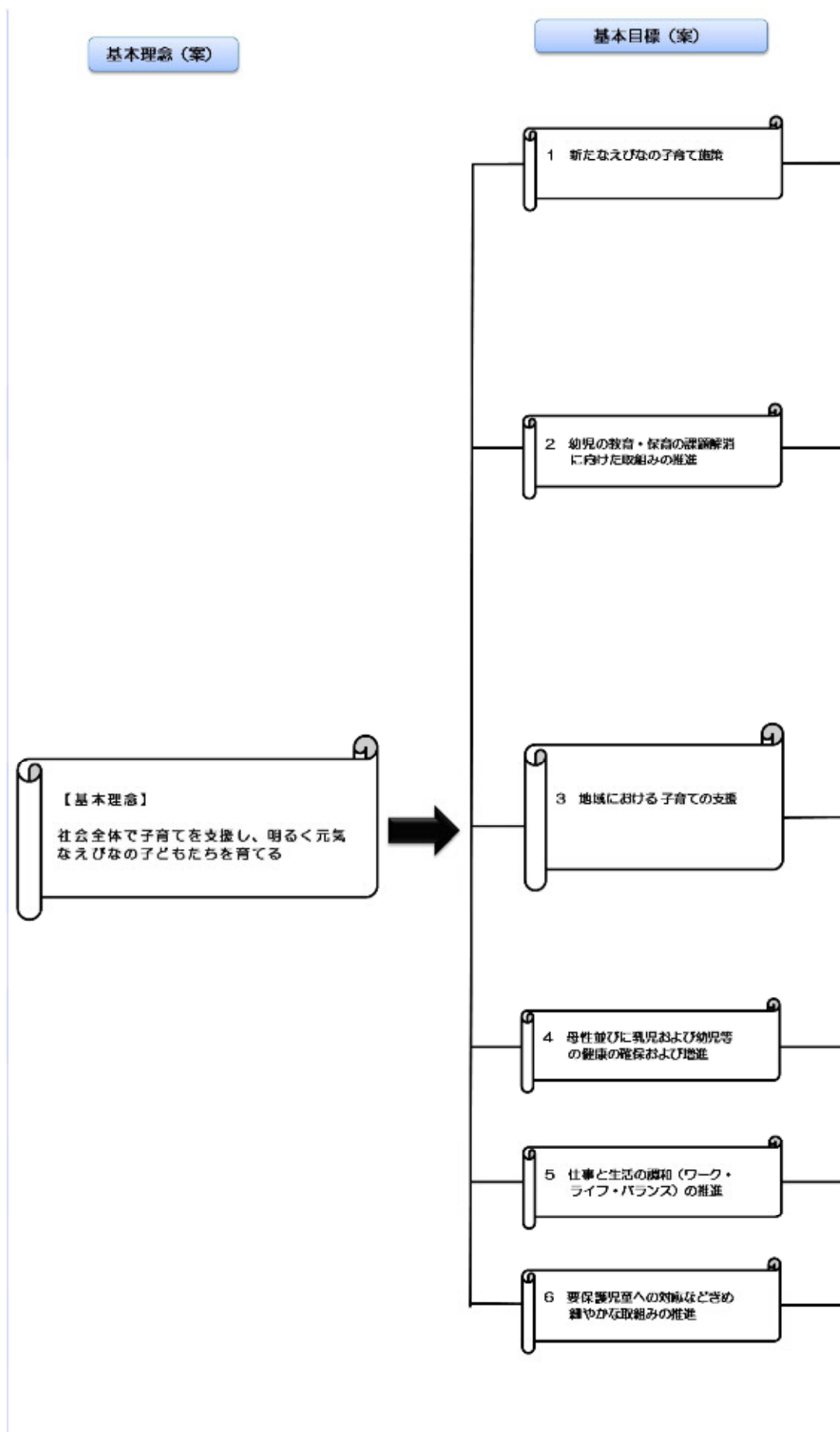
海老名市では、国の定める利用者支援事業など13の地域子ども・子育て支援事業のほか、休日保育事業など、市でこれまで取り組んできた事業等も併せ、身近な場所で子育て家庭が必要な支援等が受けられるよう、子育て支援事業を行っていきます。

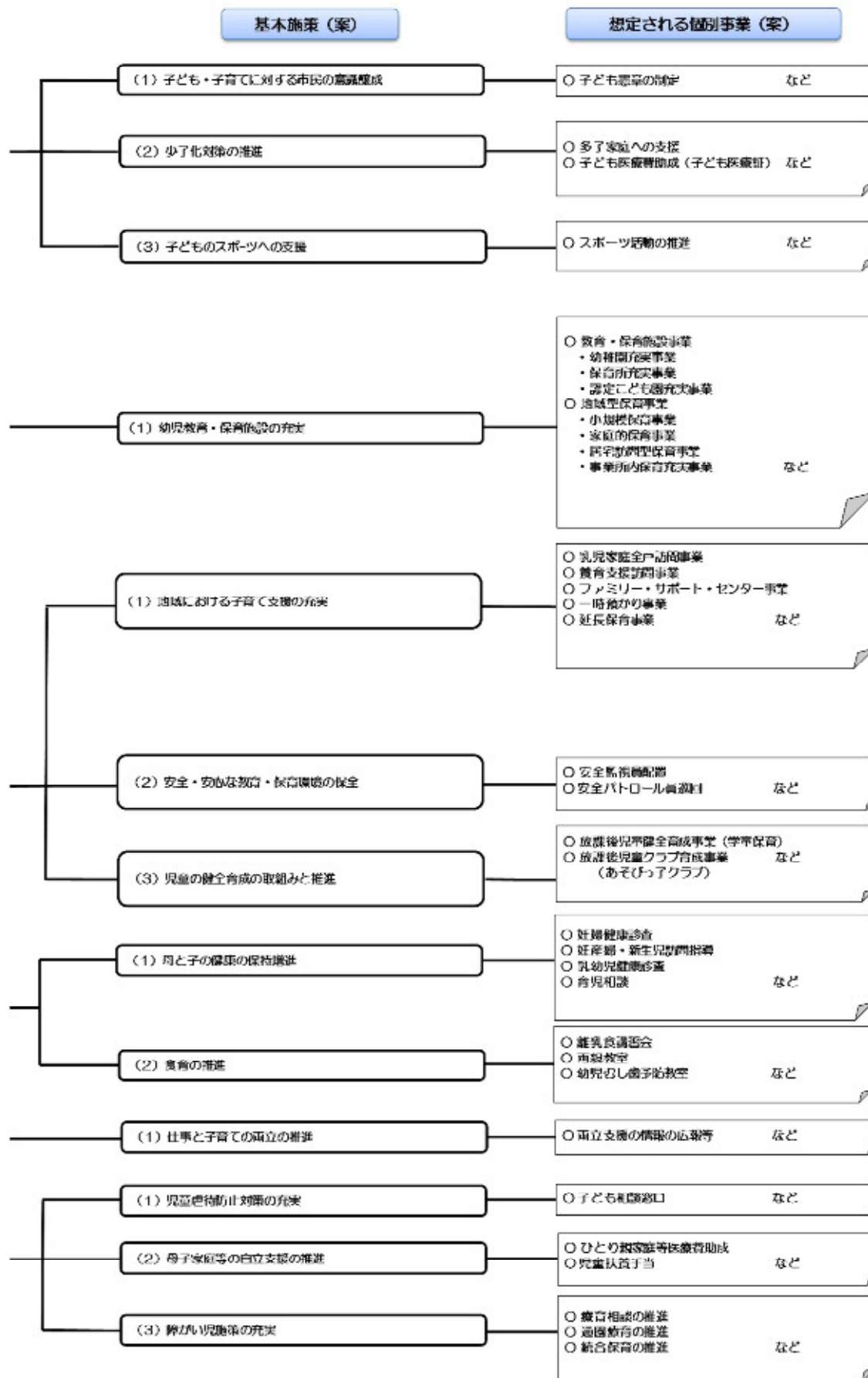




※ 「地域子ども・子育て支援事業」の用語は、『すくすくジャパン子ども・子育て支援新制度について』（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室，平成26年5月）から抜粋し掲載しています。

第4節 施策の体系図





第3章 海老名市の子育て環境

－ 人口推計とニーズ調査 －



第3章 海老名市の子育て環境

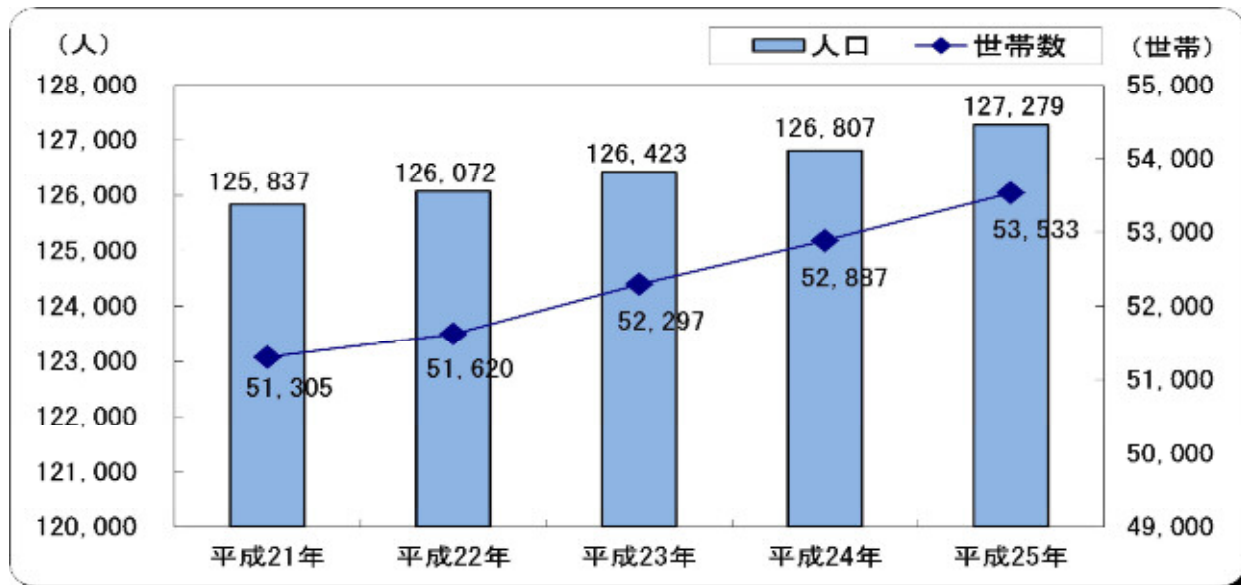
第1節 少子化の動向

(1) 総人口と世帯数の推移

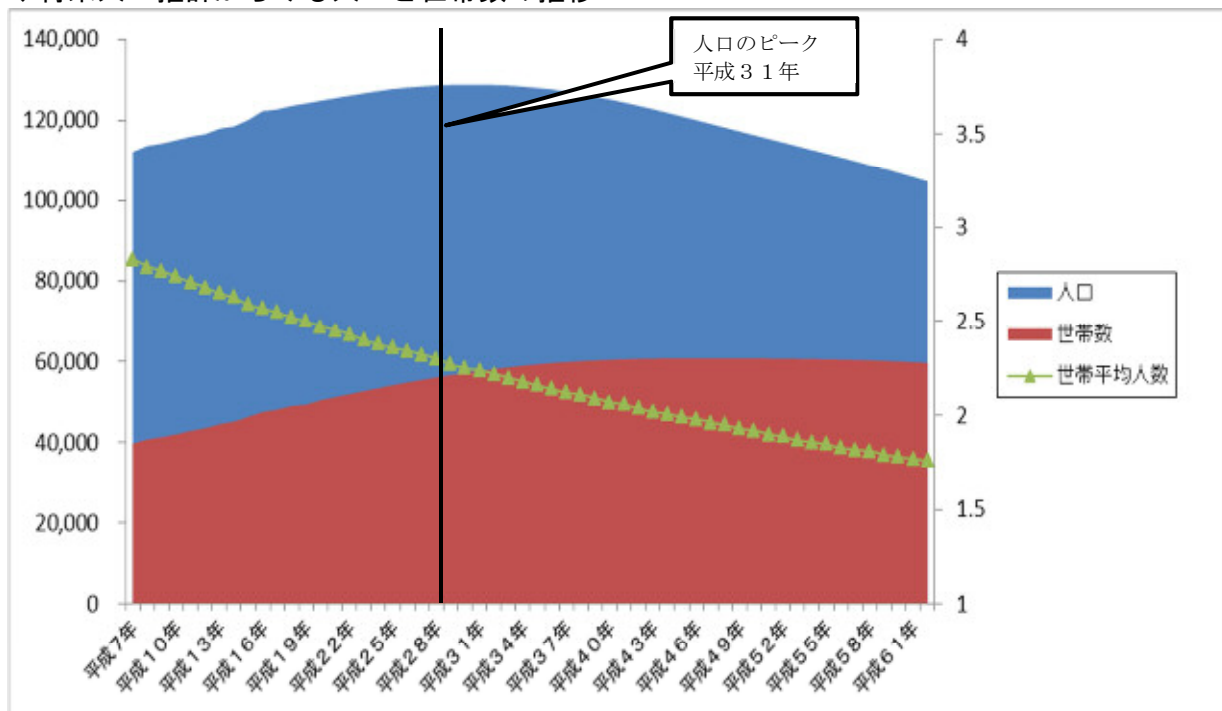
平成21年から平成25年の5年間の推移をみると、海老名市の世帯数、人口が緩やかに伸びています。将来人口推計からみた海老名市の総人口は、平成31年にピークを迎え、その後、緩やかに減少していきます。

◆総人口と世帯の推移

(各年4月1日現在)



◆将来人口推計からみる人口と世帯数の推移



(2) 年少人口の推移の推移

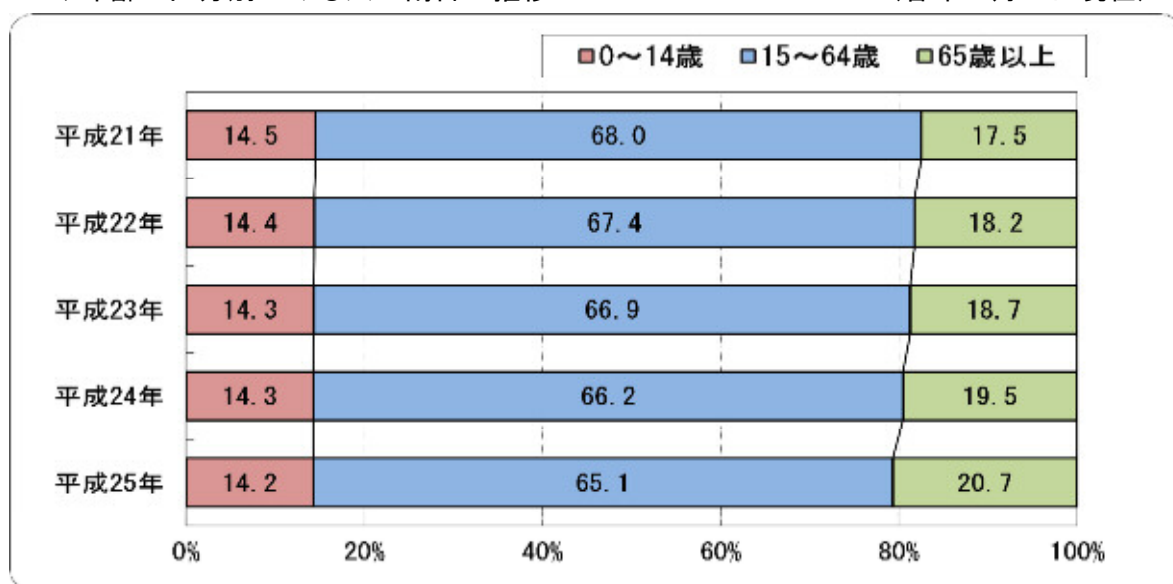
年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）に分け、海老名市の人口の推移をみると、平成21年に比べ老年人口層（65歳以上）の総人口に占める割合は緩やかに上昇します。

将来人口推計からみる海老名市の人口構成からは、人口ピーク時の2019年を境に25歳から54歳の人口が減少し、75歳以上の高齢期が増加していきます。

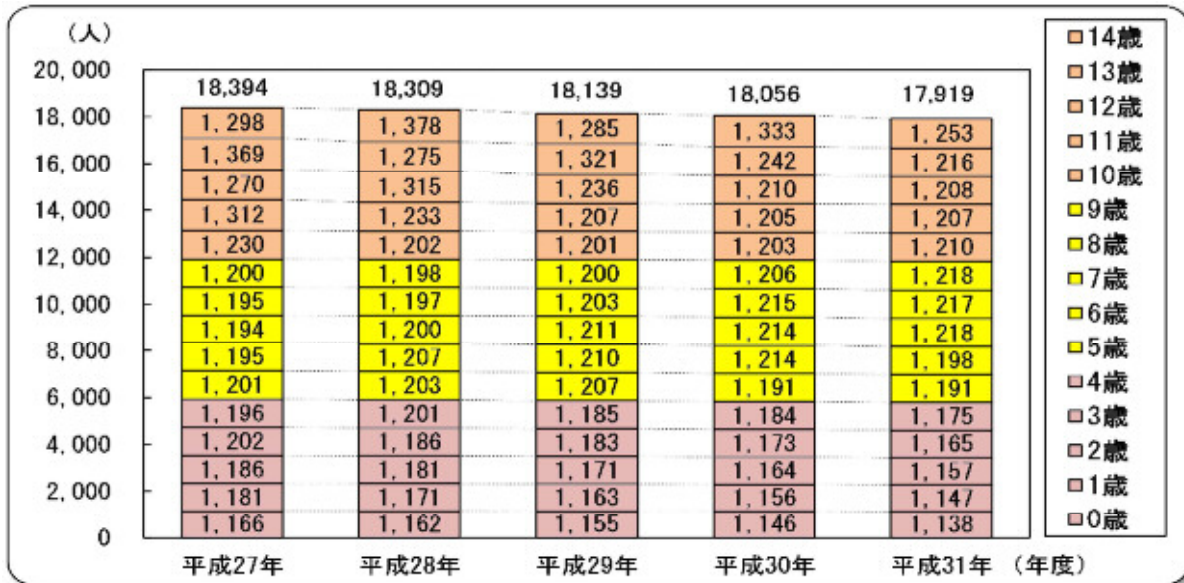
本計画に関係する世代である0歳から14歳は、将来の海老名市の推計でみると、計画が開始される平成27年は18,394人ですが、5年後の平成31年には17,919人となり、430人が減少する結果となっています。これらの状況を踏まえた計画を策定していく必要があります。

◆年齢3区分別にみる人口割合の推移

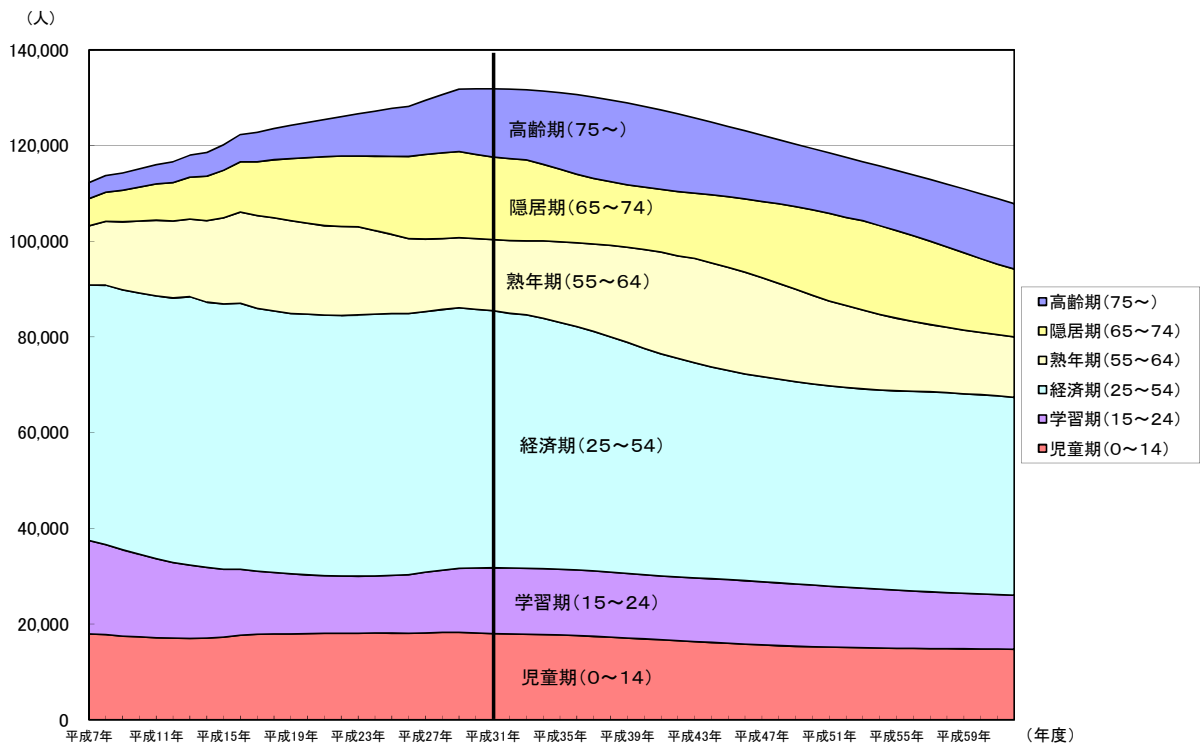
(各年4月1日現在)



◆将来人口推計からみる年少人口の推移



◆将来人口推計からみる人口構成の推移



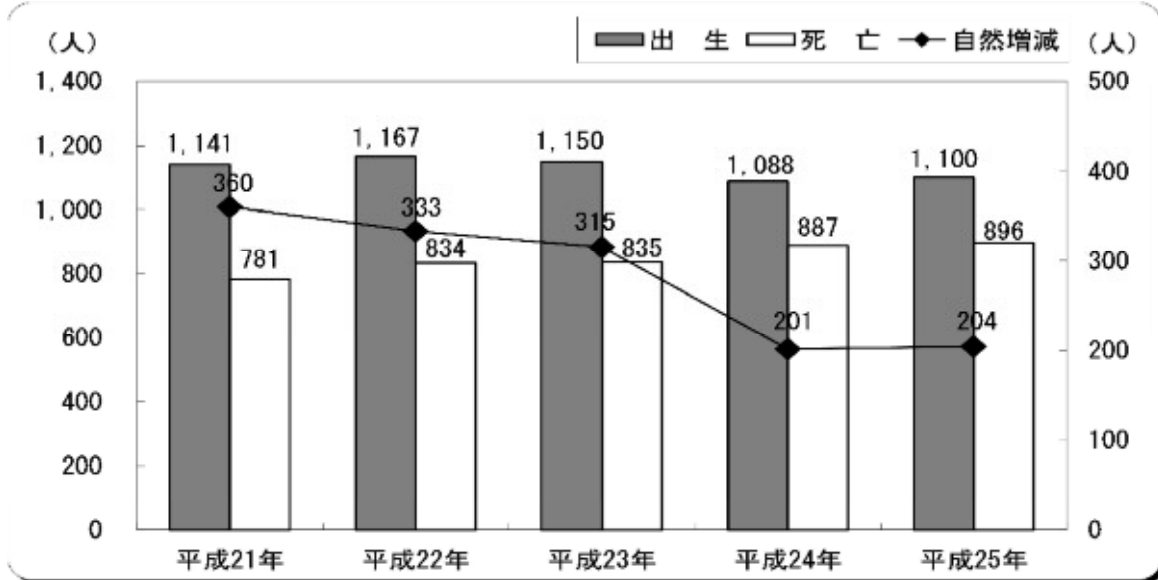
(3) 出生数と出生率の推移

海老名市の出生数の推移は、平成20年から平成24年にかけて142人の減少となっています。一方、死亡数は出生数を上回って増加しており、出生数と死亡数の差である自然動態は、この5年間で減少しています。

平成20年から平成24年までの出生率をみると、海老名市の出生率は神奈川県より高い傾向にありますが、年々、緩やかに下がっています。

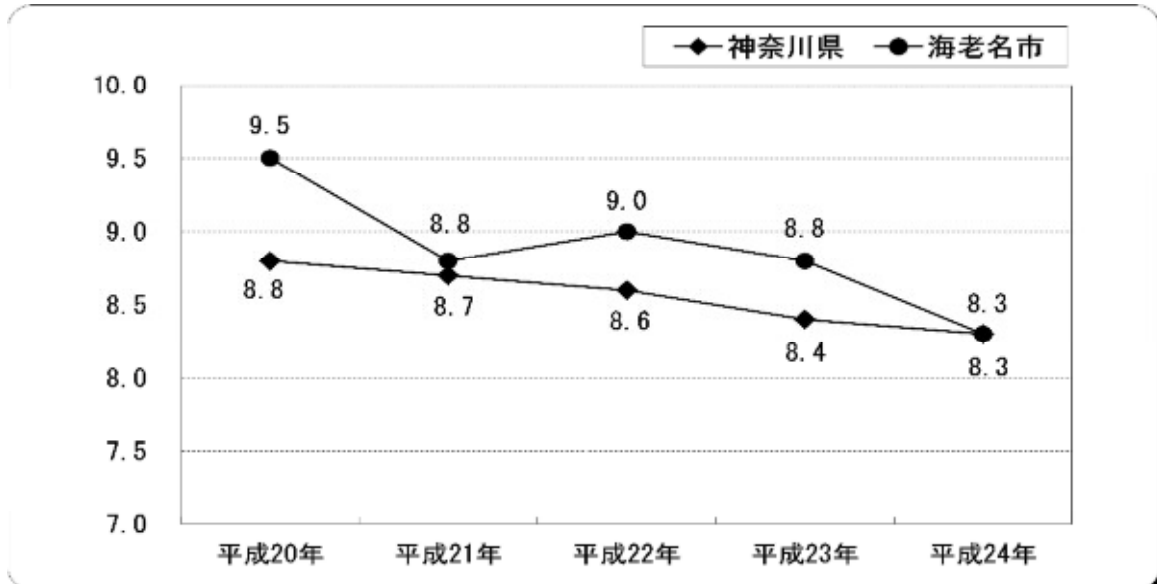
◆出生数などの推移

(各年1月1日現在)



◆出生率（人口千人対）の推移

(各年1月1日現在)



資料：神奈川県衛生統計年報

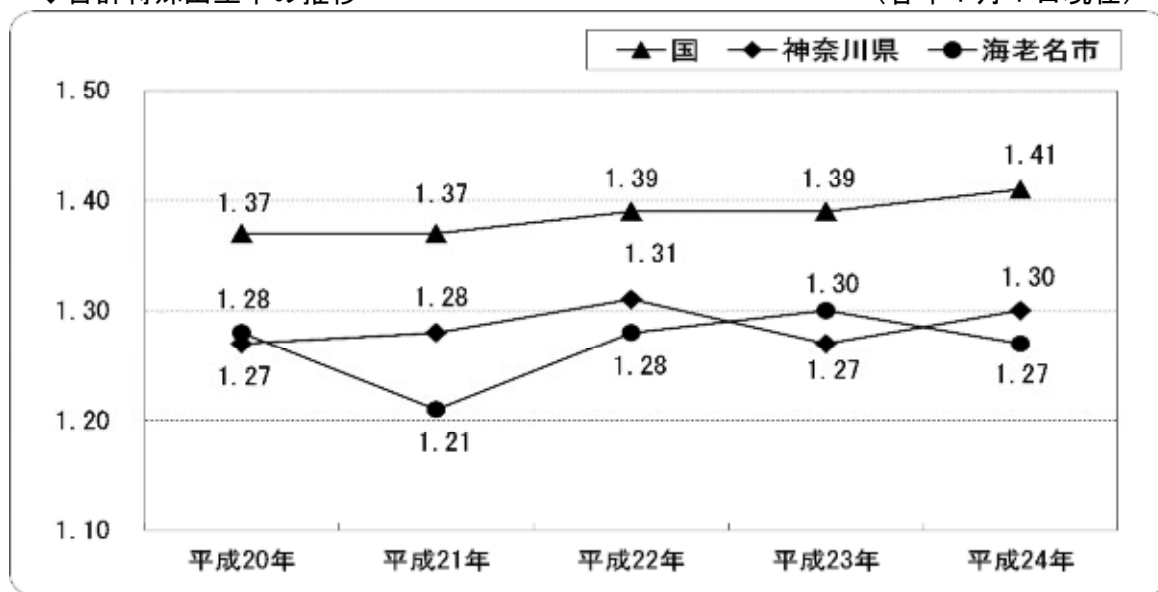
(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。

平成20年から平成24年までの5年間でみると、海老名市は神奈川県より若干高い数値で推移しています。平成23年の合計特殊出生率では、神奈川県は1.25でしたが、海老名市は0.5ポイント高い1.30となっています。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08と言われており、国、県の傾向と同様に海老名市においても少子化にあります。

◆合計特殊出生率の推移

(各年1月1日現在)



資料：神奈川県衛生統計年報

(5) 婚姻と離婚の推移

平成20年から平成24年の5年間で、婚姻件数は減少し、離婚件数は増加しています。

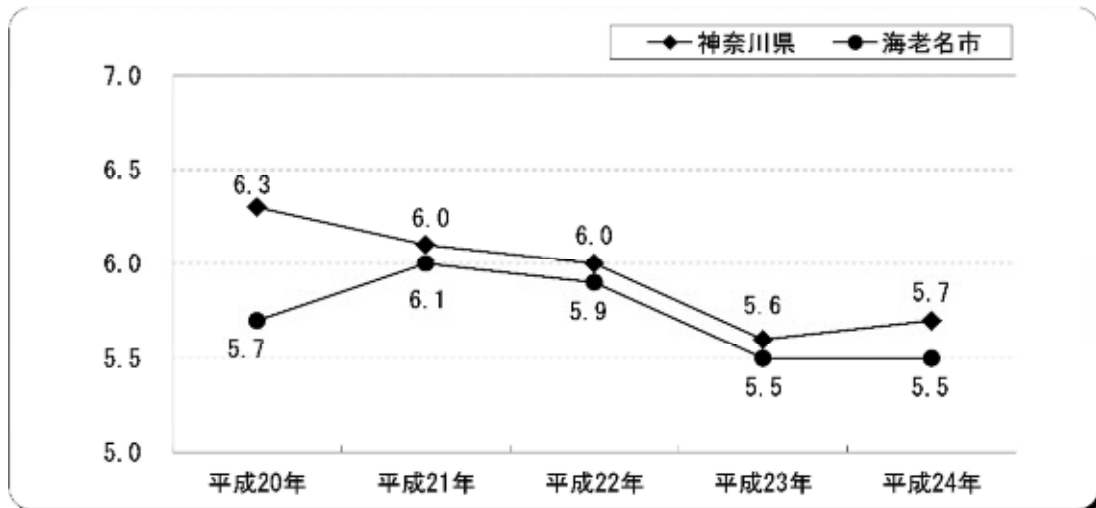
海老名市の婚姻率は、平成20年は県の6.3に対し0.6ポイント低い状況にありましたが平成21年から平成24年では、県と大きな差異はありません。一方、この5年間の離婚率は、県より低く推移しており、比較的、離婚率が小さいことが伺えます。離婚は、ひとり親家庭へとつながるため、今後も離婚率は低くなることが望まれます。

◆婚姻・離婚の件数

(単位：件)

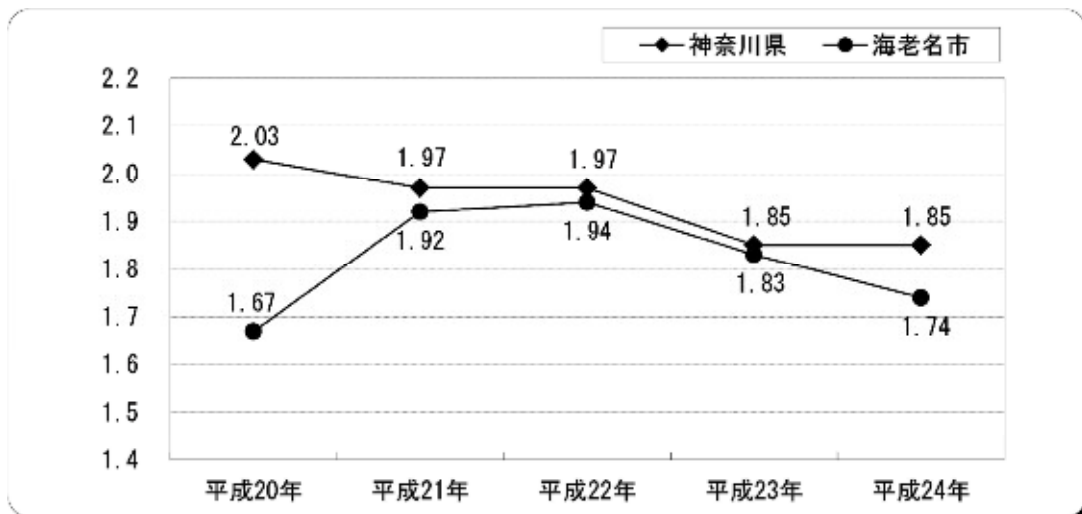
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数	749	739	746	711	705
離婚件数	226	252	229	256	235

◆婚姻率（人口千人対）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

◆離婚率（人口千人対）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

第2節 子育て関連施策の現状

(1) 保育所の状況

現在、市内にある認可保育所は公立保育所が5園、私立保育所が13園の合計18園、認定保育施設（認可外保育施設）は3施設となっています。また、認可保育所の定員については、公立保育所が470人、私立保育所が1,040人の合計1,510人となり、平成26年4月現在、認可保育所に在籍する園児は1,427人となっています。

なお、市内にある保育所等に「入園させたい」と希望する保護者については平成21年から平成25年にかけて増加しており、在籍園児数もこの5年間で317人と増加しています。

◆海老名市内の認可保育所 (平成26年4月1日現在)

		名称	所在地域	設立年	定員	在籍数
公立	1	柏ヶ谷保育園	北部	1971年	120人	115人
	2	門沢橋保育園	南部	1972年	60人	64人
	3	下今泉保育園	中央	1973年	90人	80人
	4	中新田保育園（既存棟）	中央	1975年	90人	105人
		中新田保育園（ぴよぴよ棟）	中央	2012年	50人	31人
5	勝瀬保育園	中央	1978年	60人	60人	
私立	1	たちばな保育園	中央	1967年	120人	131人
	2	さがみ愛子園	中央	1956年	120人	124人
	3	さくら愛子園	南部	1964年	120人	113人
	4	ふたば愛子園	北部	1958年	180人	164人
	5	つちのこ保育園	南部	2004年	60人	70人
	6	保育所すこやかハウス	中央	2007年	60人	73人
	7	かしわ台あおぞら保育園	北部	2008年	60人	62人
	8	さくらい保育園	北部	2009年	60人	66人
	9	虹の子保育園	中央	2010年	60人	59人
	10	虹の子保育園分園	中央	2010年	30人	27人
	11	にんじん村保育園	北部	2011年	60人	65人
	12	小田急ムック海老名園	中央	2014年	50人	39人
	13	社家ゆめいろ保育園	南部	2014年	60人	46人

◆海老名市内の認定保育施設 (平成26年4月1日現在)

		名称	所在地域	設立年	定員	在籍数
1	ひよこ保育園	中央	2001年	40人	36人	
2	にこにこ保育園	北部	2001年	27人	25人	
3	おひさま保育園	北部	2009年	20人	19人	

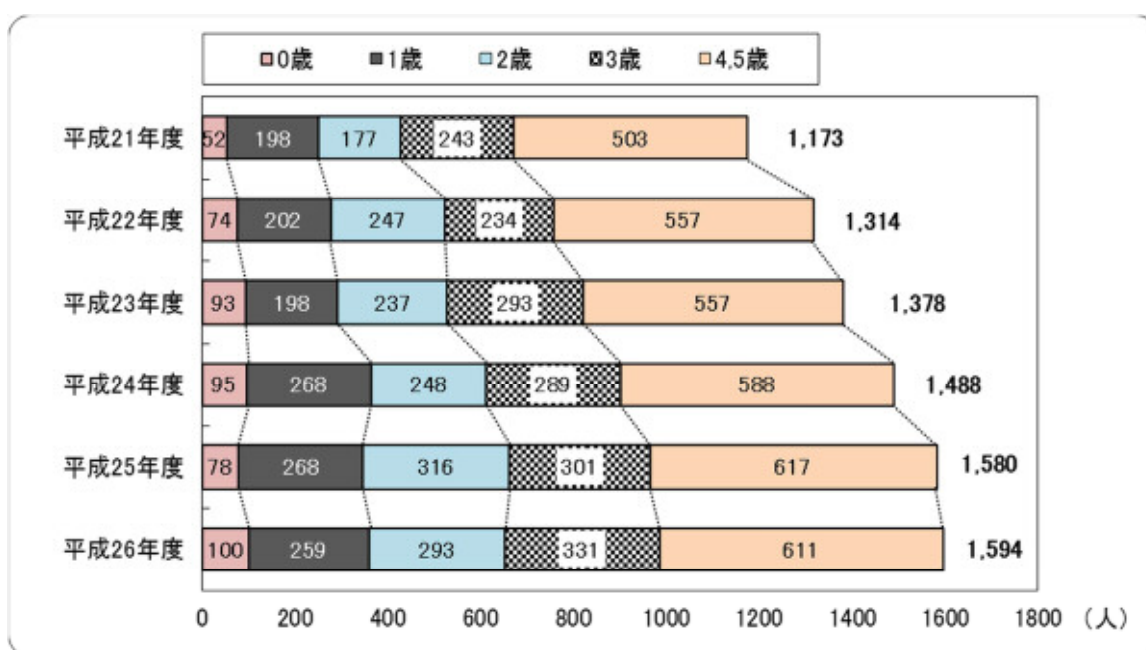
◆年齢別在籍園児数の推移

(各年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成21年度	47人	175人	163人	236人	242人	247人	1,110人
平成22年度	67人	171人	229人	231人	282人	271人	1,251人
平成23年度	85人	188人	224人	283人	256人	300人	1,336人
平成24年度	79人	220人	226人	275人	312人	266人	1,378人
平成25年度	68人	213人	267人	272人	292人	315人	1,427人
平成26年度	93人	226人	264人	315人	294人	302人	1,494人

◆年齢別希望者数の推移

(各年4月申込希望)



認定保育施設とは？

認定保育施設は、開設後1年以上経過した私設保育施設（認可外保育施設）のうち、県と市が定めた一定の基準（施設長が保育士、看護師、保健師、助産師のいずれかの有資格者であること）を満たしている施設です。県と市では、認可保育施設に経費の助成を行っています。



(2) 幼稚園の状況

平成26年4月現在、海老名市内には、私立幼稚園が8園あり、在園児は2,074人となっています。

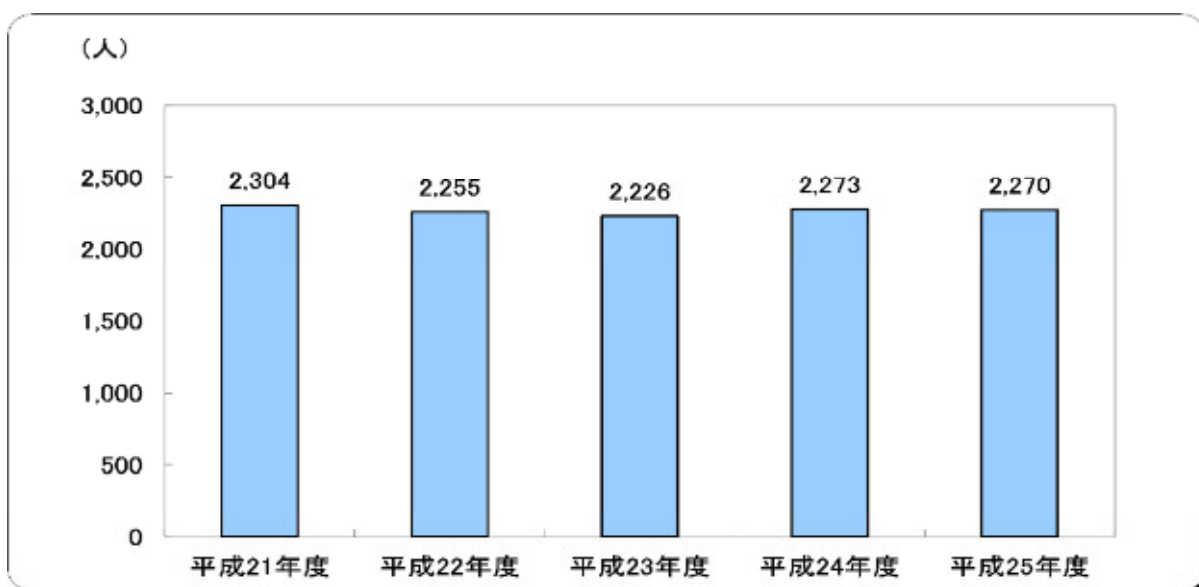
◆海老名市内の幼稚園

(平成26年4月1日現在)

No	名称	所在地域	定員	在園児数
1	旭たちばな幼稚園	中央	270人	290人
2	海老名幼稚園	中央	315人	320人
3	有鹿幼稚園	中央	160人	180人
4	海老名みなみ幼稚園	南部	320人	394人
5	慶泉幼稚園	北部	280人	220人
6	さくらい幼稚園	北部	420人	356人
7	相模みのり幼稚園	南部	140人	147人
8	日進幼稚園	北部	140人	167人

◆幼稚園の在籍園児数

(各年4月1日現在)



(3) 放課後児童クラブの状況

海老名市内の放課後児童クラブ(学童保育)は、すべて民設民営で運営されています。平成25年度時点でのクラブ数は22で、登録している児童の総数は831人となっています。

◆放課後児童クラブ数と登録児童数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
放課後児童クラブ 登録人数	604人	670人	680人	779人	831人

◆放課後児童クラブ実施状況

No	名称	所在地域	定員
1	学童保育ありんこクラブ	北部	85人
2	学童保育風の子クラブ	中央	38人
3	ひばり児童育成クラブ	南部	37人
4	学童保育杉の子クラブA	北部	18人
5	学童保育杉の子クラブD	北部	14人
6	学童クラブみえはる①	北部	31人
7	学童クラブみえはる②	北部	29人
8	つちのこ学童クラブ	南部	56人
9	チュンマCLUB	中央	21人
10	学童保育虹の子クラブ	中央	37人
11	にんじん村学童保育クラブ	北部	42人
12	学童保育ひまわりクラブ	北部	48人
13	学童保育おひさまクラブ	中央	50人
14	学童保育のびのびクラブ	北部	59人
15	学童保育とまとクラブ	南部	34人
16	学童保育きららクラブ	中央	29人
17	ライフコサージュ海老名エレメンタリー ガーデン学童保育クラブ1	中央	45人
18	ライフコサージュ海老名エレメンタリー ガーデン学童保育クラブ2	中央	45人
19	学童保育有馬虹の子クラブ	南部	17人
20	学童保育大谷虹の子クラブ	中央	59人
21	学童保育ポケット	北部	25人
22	学童保育社家虹の子クラブ	南部	12人

(4) 放課後子ども教室の状況

海老名市における放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）は、放課後に子どもが安全で自由に遊べる場を提供するため、小学校ごとに実施しているものです。平成 13 年度に 2 校で開始し、平成 19 年度からは市内 13 校の小学校すべてで開設しています。

◆放課後子ども教室の実施状況

(平成 25 年度)

年間平均開設日数 (1校あたり)	年間参加者数 (総数)		平均参加率
	のべ参加者数	実質参加者数	
167 日	66,718 人	5,294 人	71%



第3節 ニーズ調査による子育て家庭の現況

1 ニーズ調査の概要

“一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現”に向けた国の取り組みとして、『子ども・子育て支援法』（平成24年8月）が成立しました。この法に基づき、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

海老名市では、『海老名市子ども・子育て支援事業計画』を策定に向け、子育て家庭の現状とニーズを把握することを目的に、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成25年11月12日～平成26年1月6日

■配布状況

No	調査対象者	対象者	備考
1	就学前児童保護者	5,933人	<ul style="list-style-type: none">海老名市全域で就学前児童を持つ全世帯を対象に実施郵送配布及び幼稚園、保育所を通じた直接配布郵送回収
2	小学生児童保護者	2,600人	<ul style="list-style-type: none">海老名市全域で就学児童を持つ全世帯のうち、各小学校の各学年から1クラス抽出小学校を通じて直接配布郵送回収
	計	8,533人	

■回収結果

No	調査対象者	回収数		有効回答	
		回収数	回収率	回収数	回収率
1	就学前児童保護者	3,413件	57.5%	3,399件	57.3%
2	小学生児童保護者	1,095件	42.1%	1,089件	41.9%
	計	4,508件	52.8%	4,488件	52.6%

2 ニーズ調査の結果からみた子育て家庭

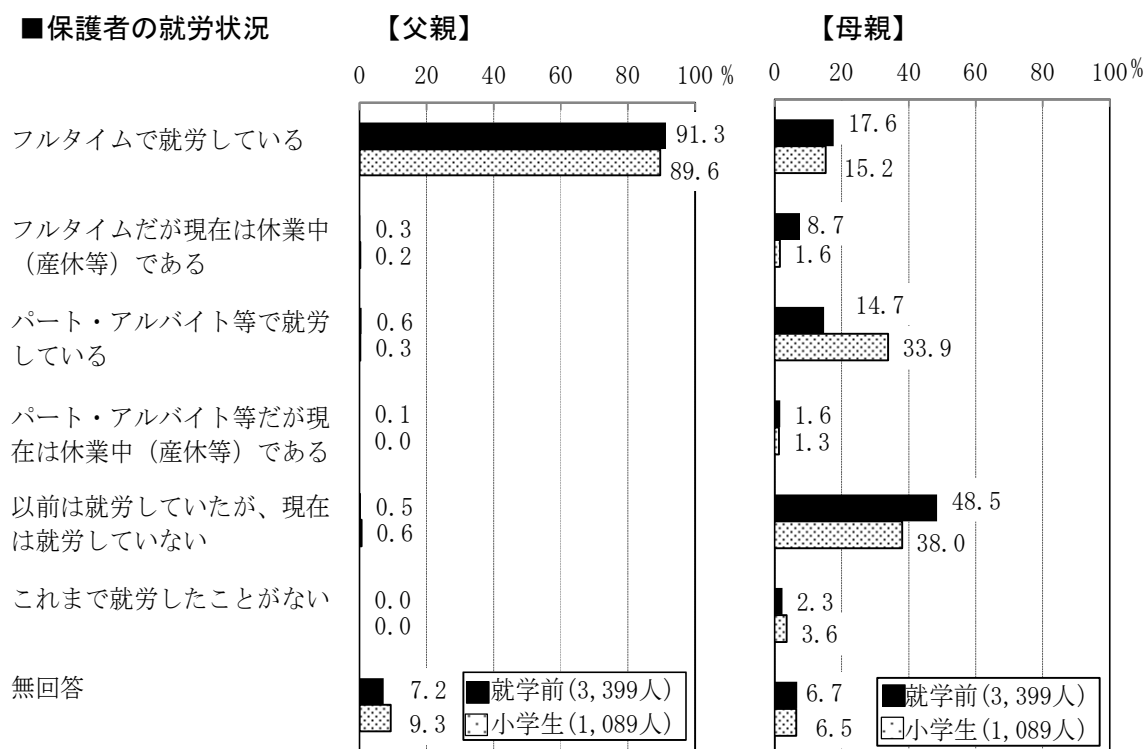
(1) 保護者の就労状況

○保護者の就労状況・今後の希望について

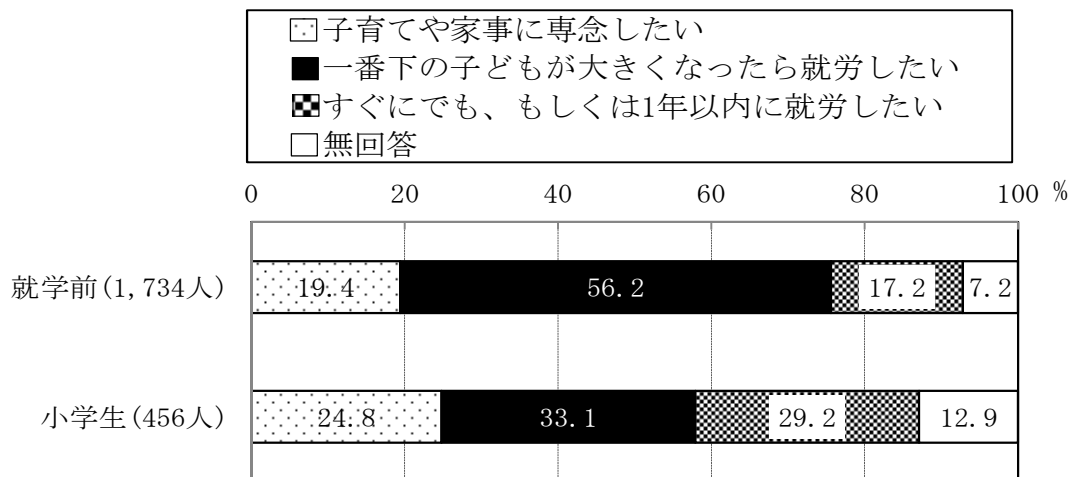
子育て中の母親のうち、現在、「フルタイム」あるいは「パート・アルバイト等で就労している」人は、就学前が32.3%、小学生は49.1%となっており、職業を持つ母親が増えています。

現在、就労していない母親のうち、「子どもが大きくなったら働きたい」と考えている人は、就学前で56.2%です。小学生の母親のうち33.1%は、「子供が大きくなったら」と回答する一方、「すぐにでも、もしくは1年以内には働きたい」と29.2%が答えています。

■保護者の就労状況



■保護者(母親)の就労希望

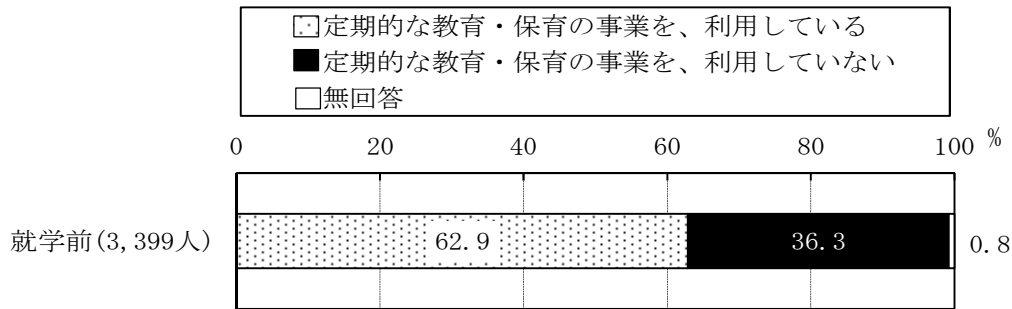


(2) 就学前の子どもの定期的な教育・保育事業の利用について

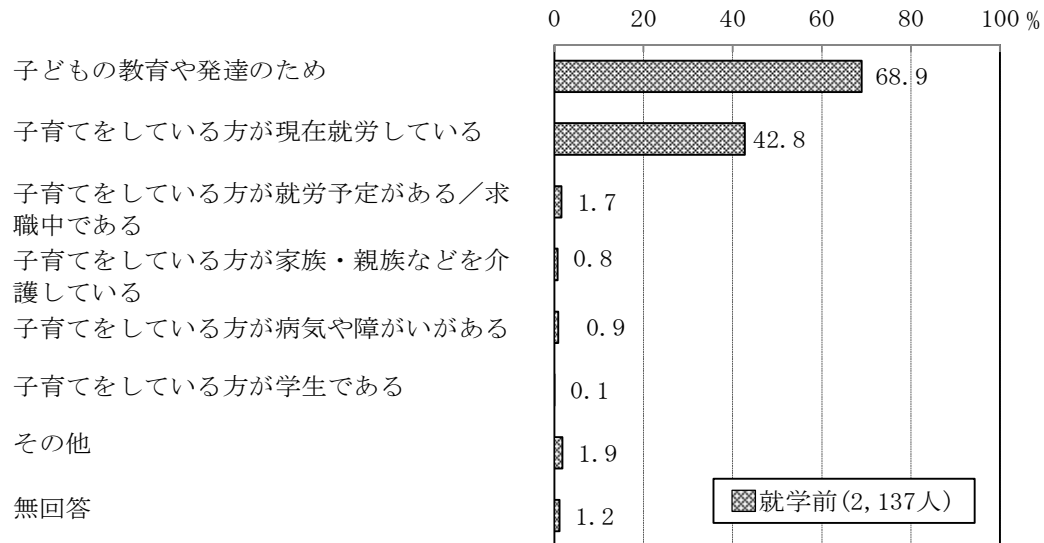
○子どもの日中の過ごし方

就学前の子どもをもつ保護者のうち、定期的な教育・保育事業を「利用している」と6割が回答し、その主な理由には「子どもの教育や発達のため」(68.9%)、「現在就労している」(42.8%)と答えていました。利用している教育・保育施設は、海老名市内がおよそ9割、市外は1割となっています。

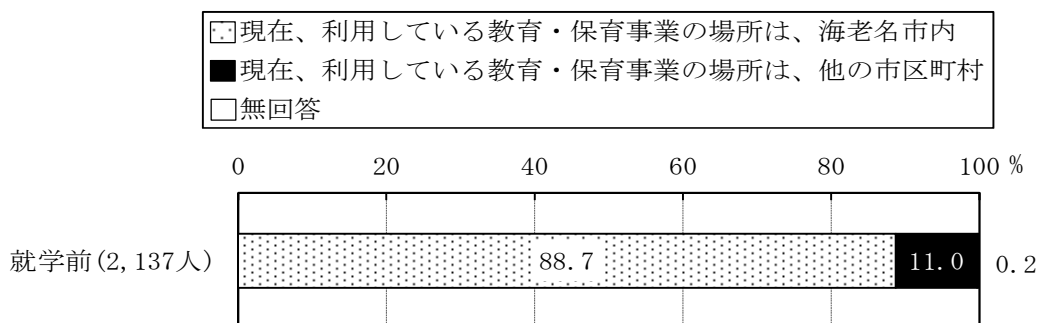
■定期的な教育・保育事業の利用状況



■平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由 (複数回答)



■教育・保育事業を決めた理由

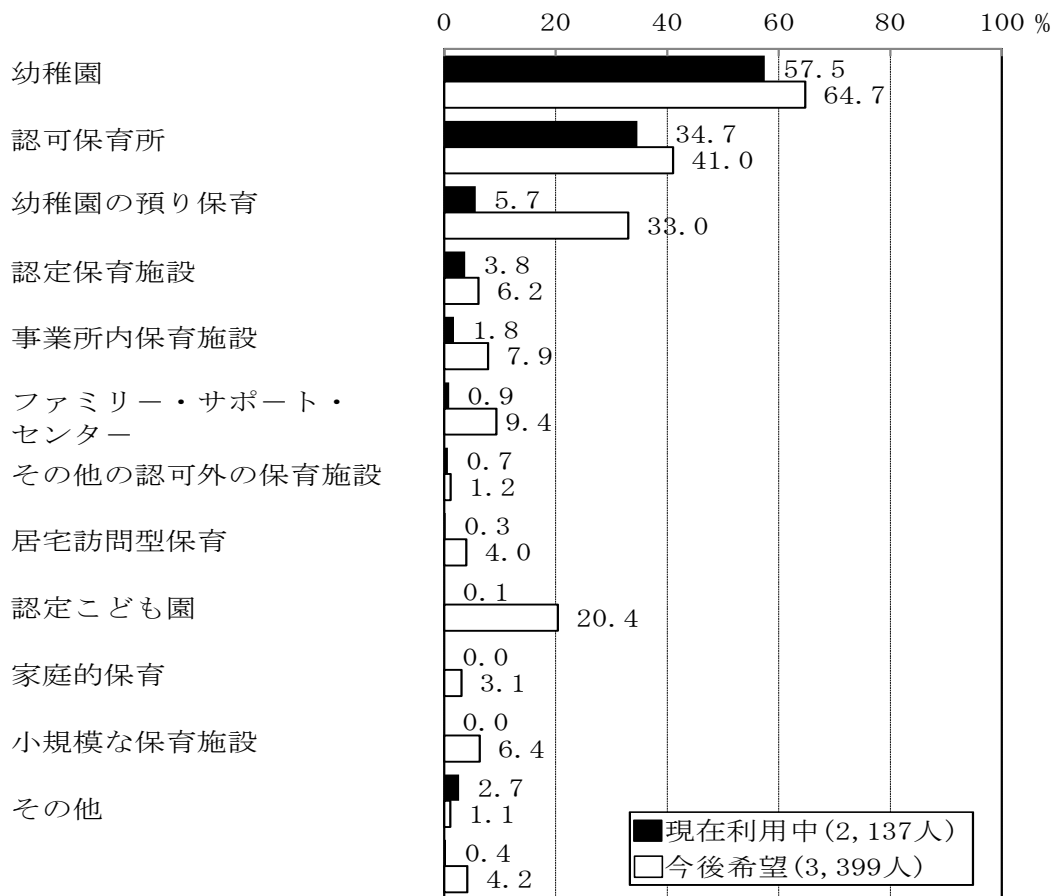


○子どもの教育・保育事業の利用状況・今後の希望

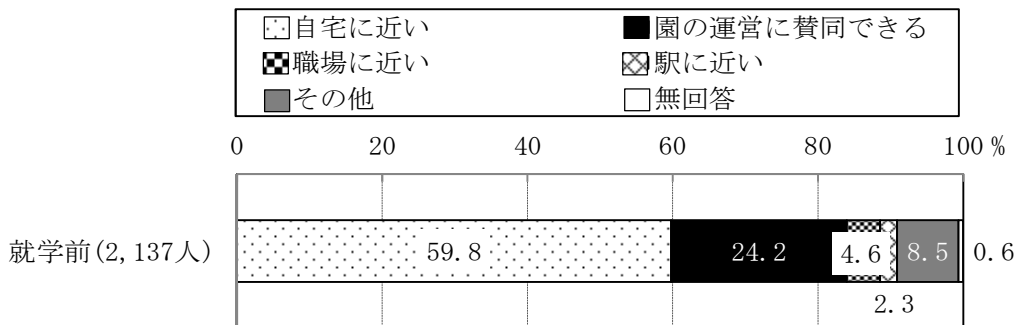
現在、就学前の子どもは「幼稚園」に57.5%、「認可保育所」には34.7%が通っています。子どもの通園先を決めた主な理由は、「自宅近い」(59.8%)、「園の運営に賛同できる」(24.2%)でした。今後の保育施設に対する検討等において、保護者の望む視点を踏まえることが必要です。

今後、利用したい教育・保育施設は、現在と同様に「幼稚園」、「認可保育所」のほか、複合型の「認定こども園」(20.4%)にも希望が集まっています。

■教育・保育事業の利用状況・今後の希望（複数回答）※就学前



■教育・保育事業を決めた理由

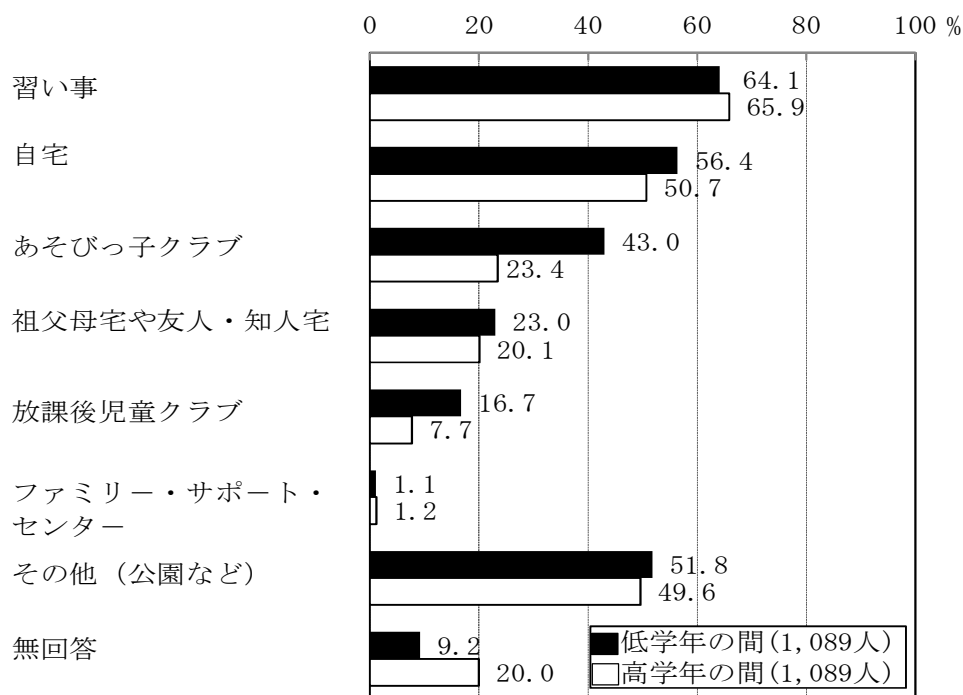


(3) 小学生の放課後の過ごし方の希望について

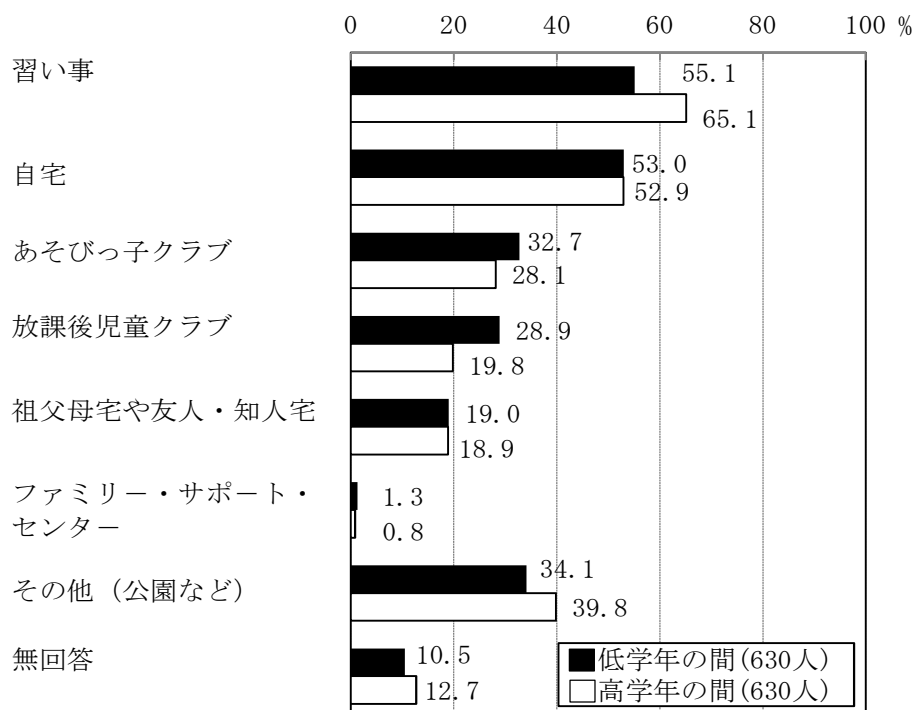
○保護者が希望する放課後の過ごし方

小学生、5歳児の保護者ともに、子どもの年齢を問わず放課後は「習い事」や「自宅」で過ごすことを希望しています。しかし、低学年の間は「あそびっ子クラブ」や「放課後児童クラブ」を希望する保護者も多く、これらの内容の充実等を図る必要があると思われます。

■保護者が希望する放課後の過ごし方（複数回答）※小学生の保護者



■保護者が希望する放課後の過ごし方（複数回答）※5歳児の保護者

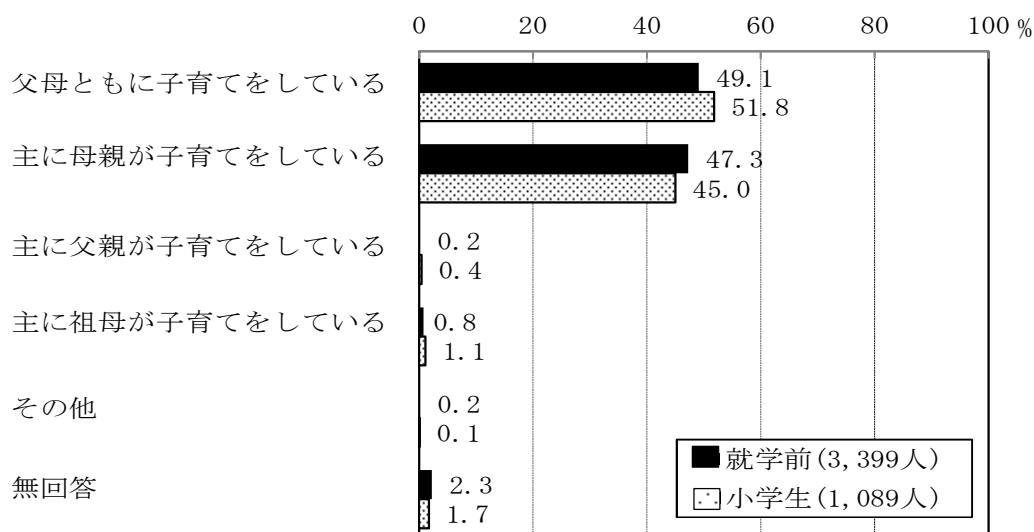


(4) 子育ての様子

○普段の子育てに関わっている主な人

家族の中で子どもの教育も含め、普段の子育てには、子どもの年齢を問わず、父母ともに関わる家庭、主に母親が関わっている家庭の大きく2つに分かれています。

■子育て（教育を含む）を主に行っている人

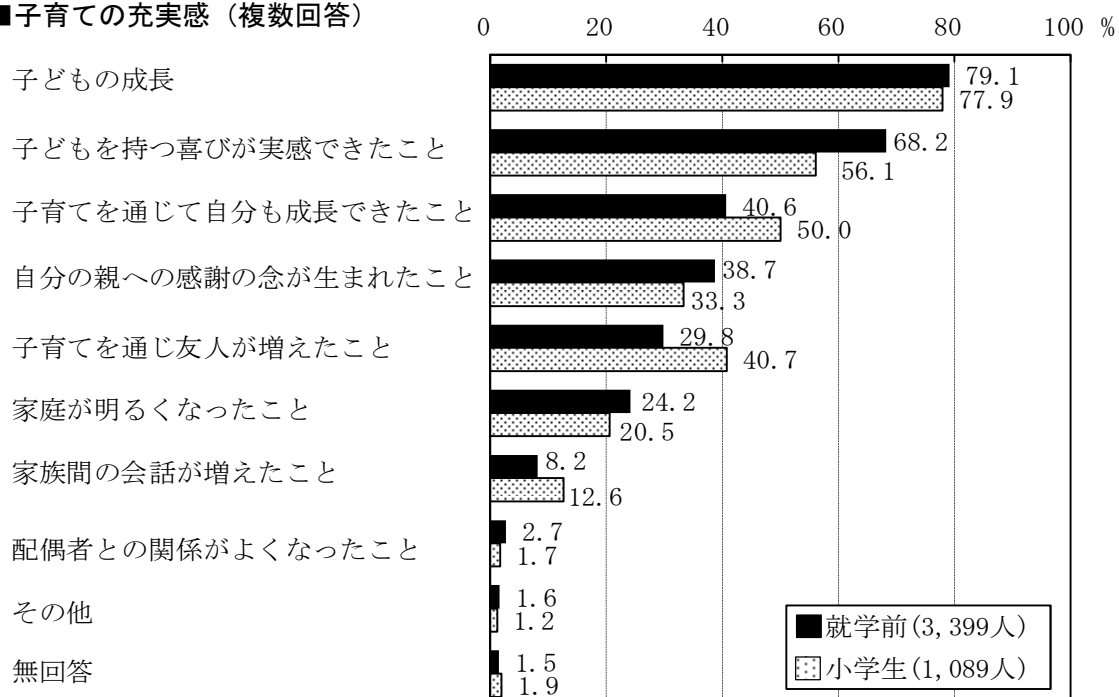


○子育ての充実感

「子どもの成長」を身近に感じ取れることに、子育ての喜びを感じる保護者が多く、子どもの年齢を問わず回答者全体の8割を占めています。

小学生の保護者は、「子育てを通じて自分も成長できたこと」(50.0%)、「子育てを通じて友人が増えたこと」(40.7%)なども挙げており、親としての自覚など精神的な成長のほか、子どもを通じた仲間づくりなど、幅広く経験していることが伺えます。

■子育ての充実感（複数回答）

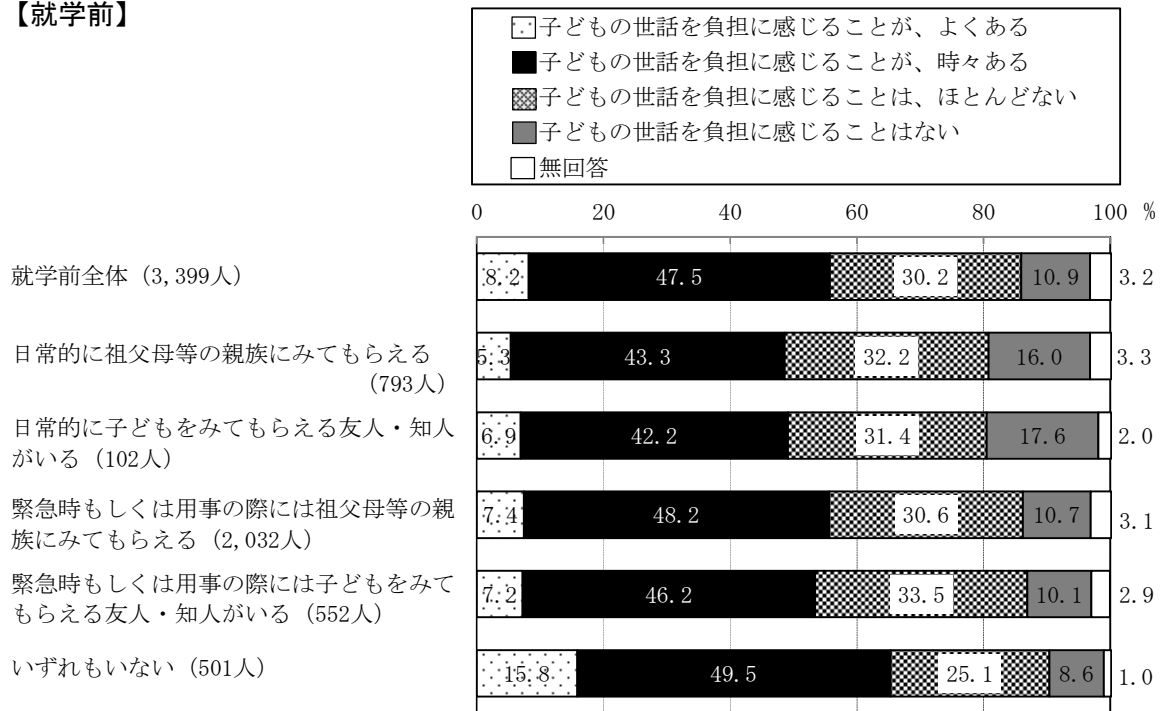


○子育ての負担感

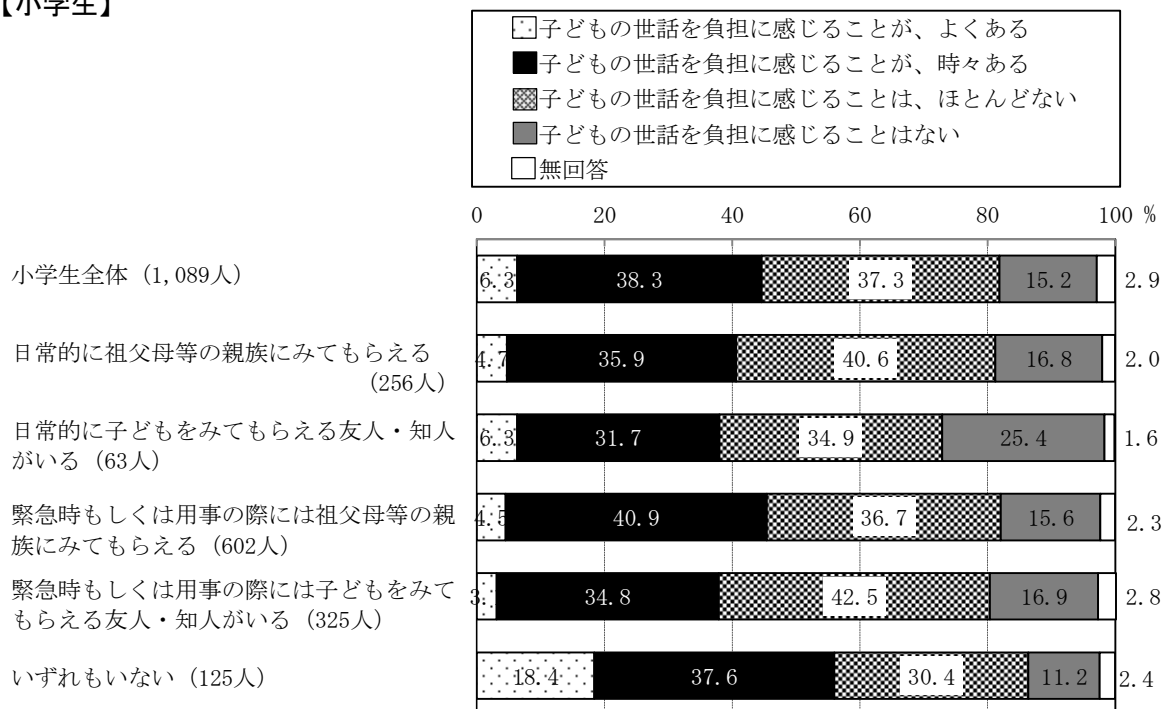
子どもの世話を負担に感じている保護者は、就学前に多く、小学生の保護者は低くなっています。また、日常的あるいは緊急時等に、祖父母等の親族、友人・知人からサポートが受けられる人は、子どもの世話を負担に感じる割合が「ほとんどない」、「ない」と回答する割合が高くなっています。一方、サポートをしてくれる人が「いずれもない」保護者は、子育てへの負担感を持ちやすい状況にありました。子どもへの虐待等につながらないように、専門の相談員による子ども家庭相談やDV、母子自立支援の相談などが求められます。

■子育ての負担感

【就学前】



【小学生】

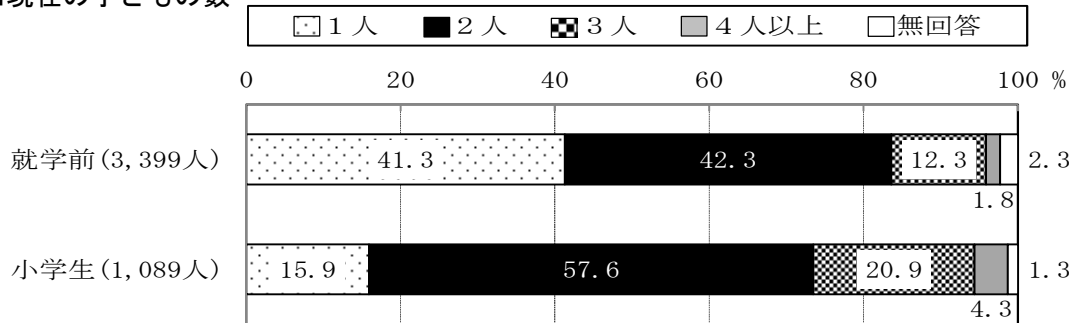


○現在の子ども的人数と望む人数

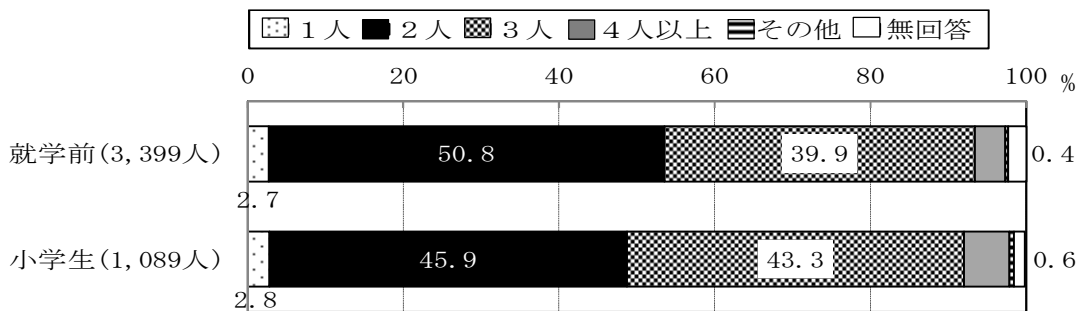
子育て家庭の家族構成のうち、現在の子ども的人数は、理想とは異なり1人っ子、2人兄弟が多く、3人以上の多子家庭は少なく、小学生の世帯では25.2%でした。

職場も含め社会全体による夫の家事・育児参加への理解や、多子家庭を支える支援など、海老名市の少子化対策につながる取組が求められます。

■現在の子ども的人数



■理想的な子ども的人数



■理想の数より実際の子ども的人数が少ない理由

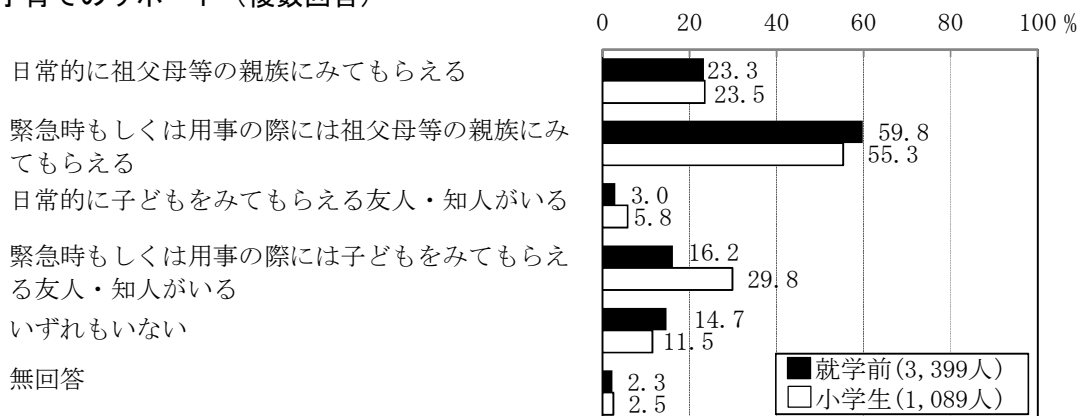


(5) 子育てのサポートと保育サービスの利用希望

○子育てのサポート

子育てのサポートを、日常的に祖父母等の親族から受けられる人は、就学前、小学生ともに2割でした。緊急時や用事の際は、親族が主なサポート先となり、次いで友人・知人となっています。一方、サポートのない人は就学前が14.7%、小学生は11.5%でした。

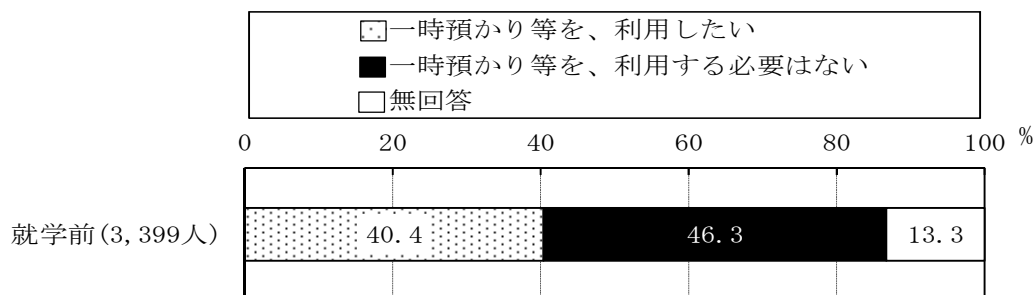
■子育てのサポート（複数回答）



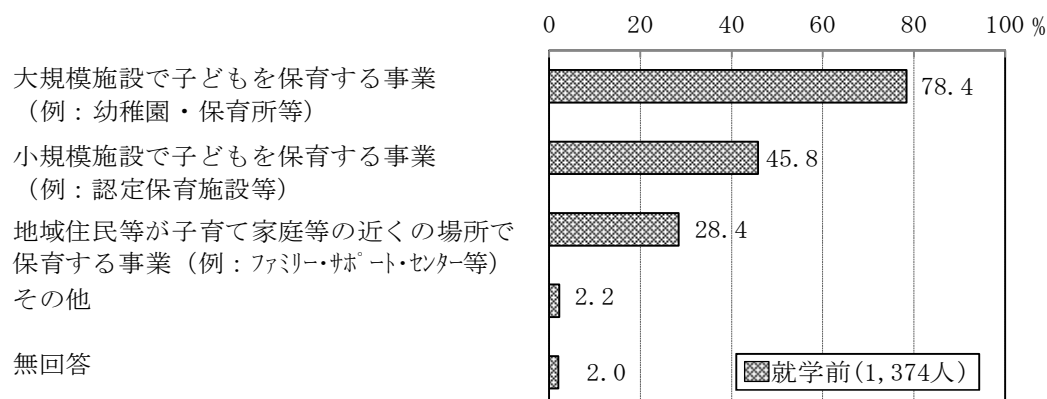
○一時預かり等の利用希望

私用等で、一時預かり等の保育サービスを利用したいと考えている保護者は4割でした。幼稚園や保育所などの大規模施設で、一時預かりをお願いしたいと、一時預かりの利用希望者のおよそ8割が答えています。

■保護者の私用、不定期の就労などによる一時預かり等の利用希望



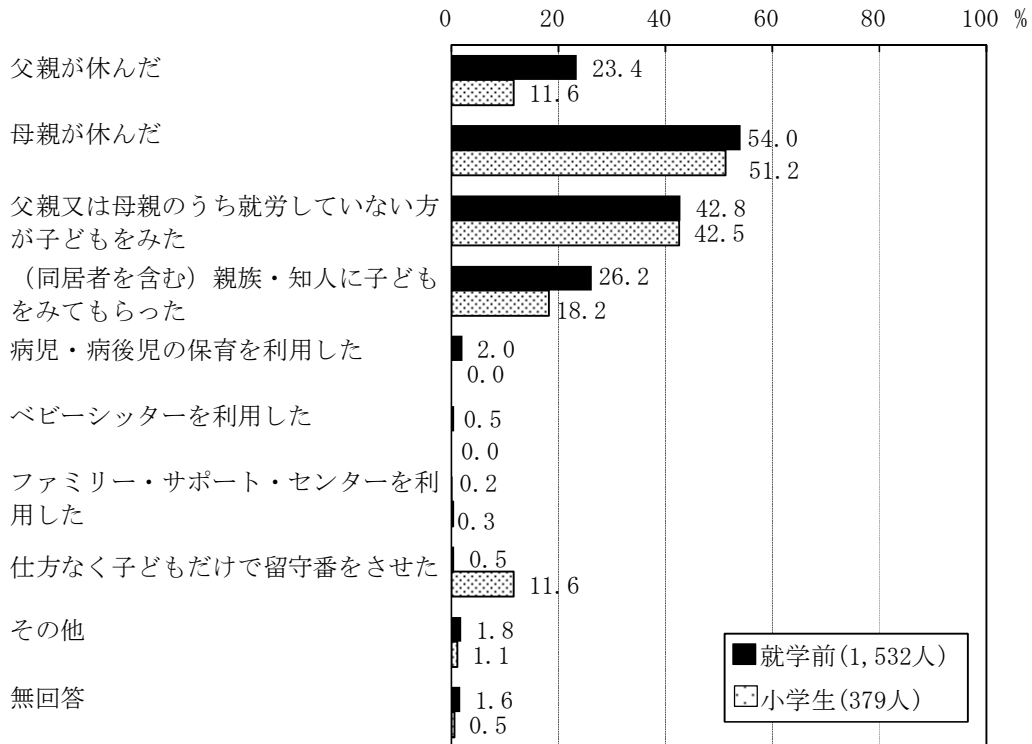
■子どもを預けるのに望ましいと思う事業形態（複数回答）



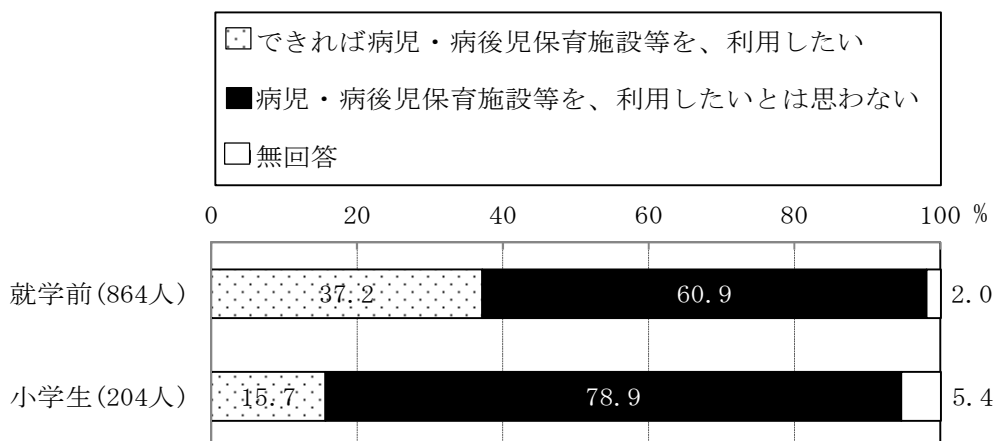
○子どもの急な病気やケガの時の対処方法

子どもの急病やケガの時には、母親が仕事を休み対応している家庭が、子どもの年齢を問わず5割でした。就学前の子どもを抱える家庭のおよそ4割が病児・病後児保育施設等の利用を望んでいます。

■子どもの急な病気やケガの時の対処方法（複数回答）



■子どもの急な病気やケガの時の対処方法（複数回答）



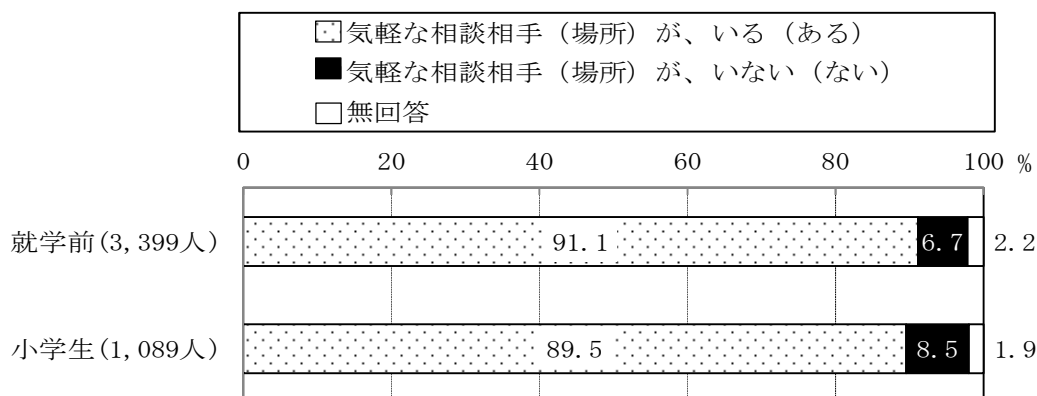
(6) 子育ての悩みや相談

○子育ての悩みの相談相手

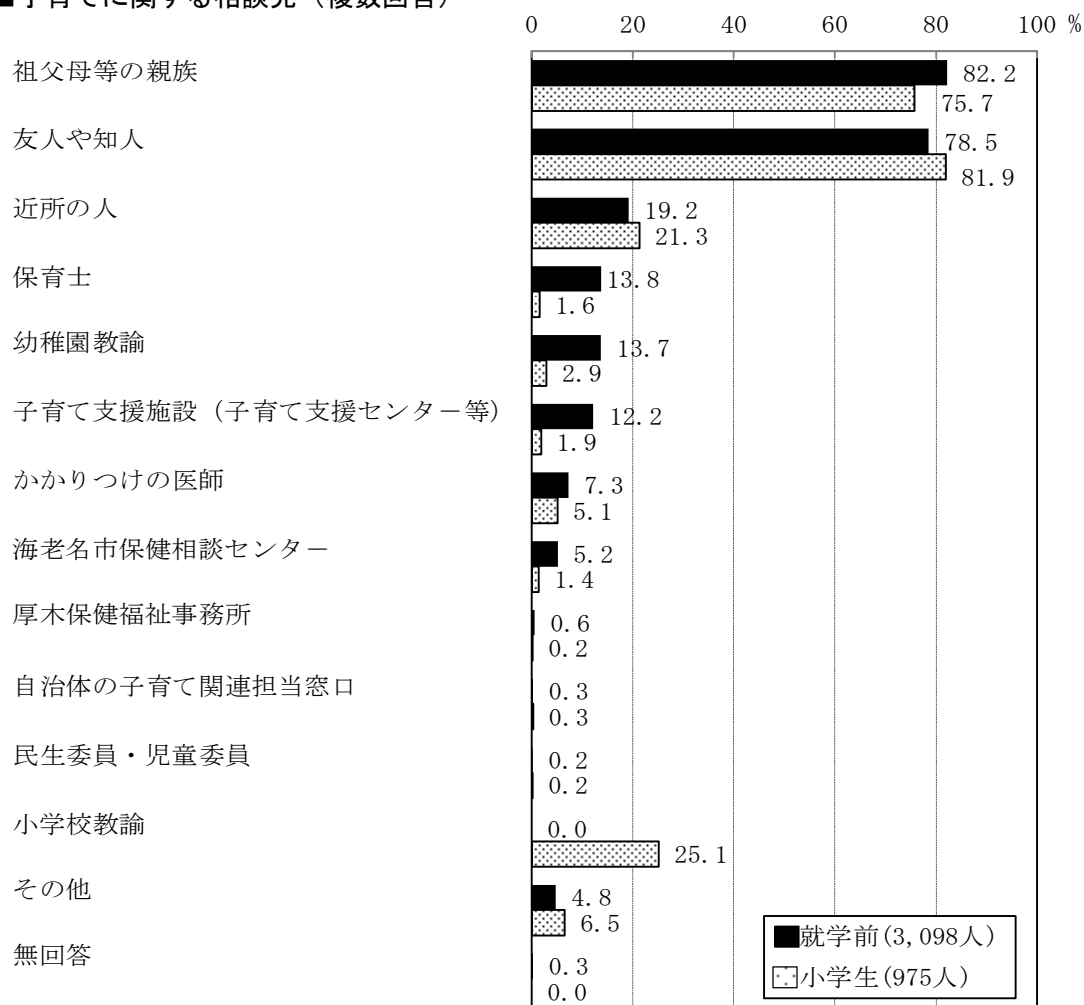
子どもの年齢を問わず、多くの保護者が祖父母等の親族や、友人や知人など、身近な人を相談先としています。

小学生、就学前児童の保護者では、抱える悩みの内容は異なります。子育てに関する情報等を、保育所で育児相談に対応する地域育児センター事業などで、多くの人に分かりやすく提供していることを周知する必要があります。

■子育てに関する相談相手（場所）の有無



■子育てに関する相談先（複数回答）



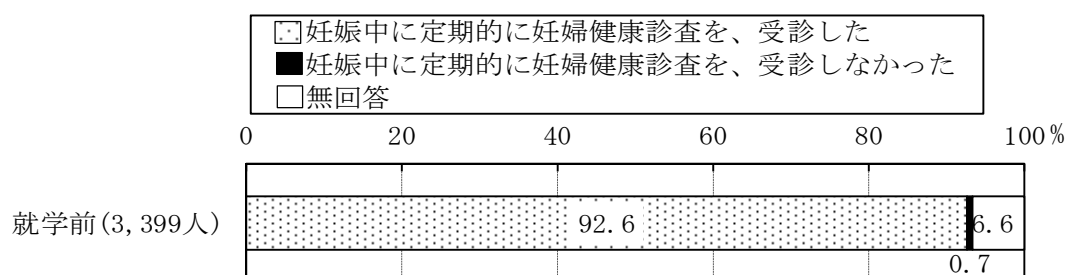
(7) 妊娠・出産に関して

○子育ての悩みの相談相手

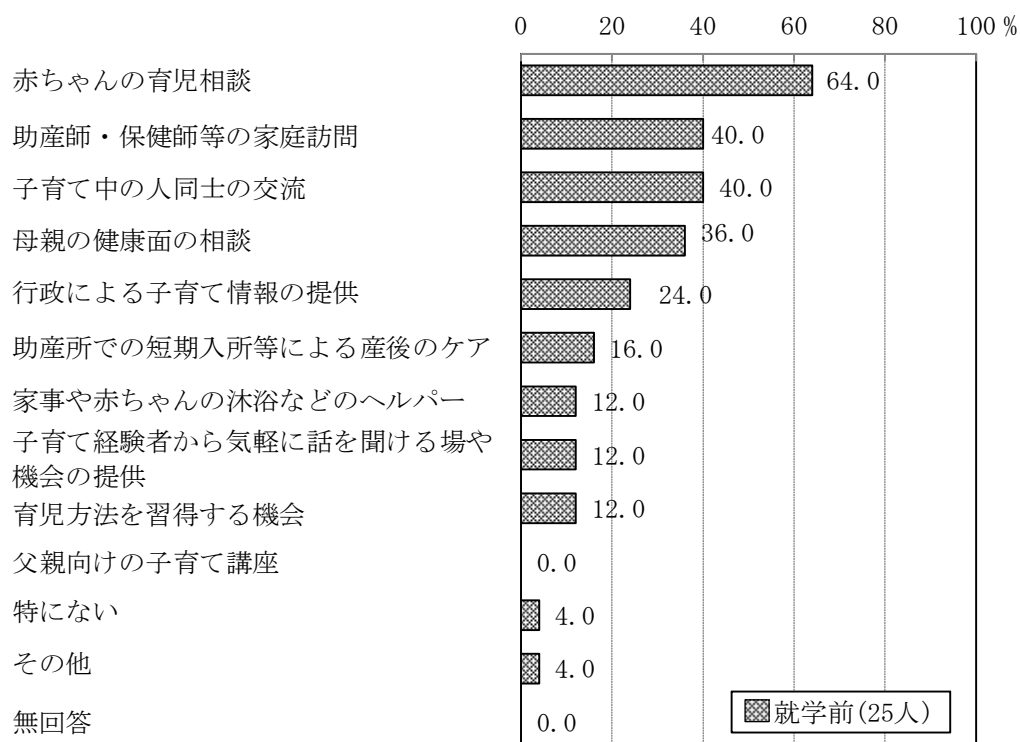
妊婦健康診査は、母子保健法に基づいた事業で実施されています。この健康診査を、妊娠中、定期的に受けていた人は就学前の保護者全体の9割です。しかし、およそ1割は「定期的に受診しなかった」と回答しています。

妊婦健康診査を定期的に受診しなかった保護者は、「赤ちゃんの育児相談」、「助産師・保健師等の家庭訪問」など専門知識のある人からの育児に関する助言等が妊娠中、出産後に必要なサポートだと考えていました。

■定期的な妊婦健康診査の受診



■妊娠中、出産後に重要だと思うサポート（複数回答）



(8) 子育てへの社会の評価

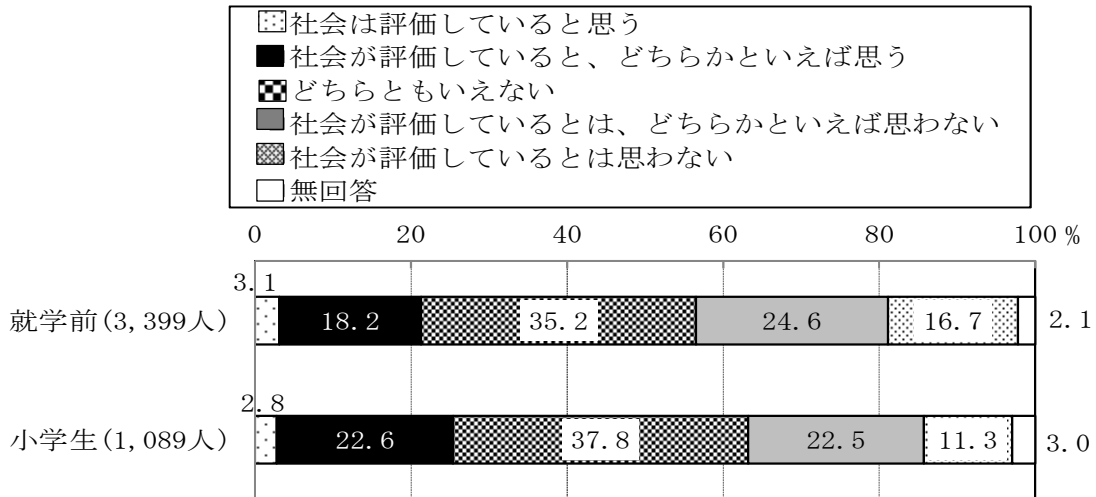
○「子ども産み育てること」への社会の評価

妊娠時に働いていた女性のうち、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」とおよそ2割が、「子育てや家事に専念するため退職した」と5割が答えています。

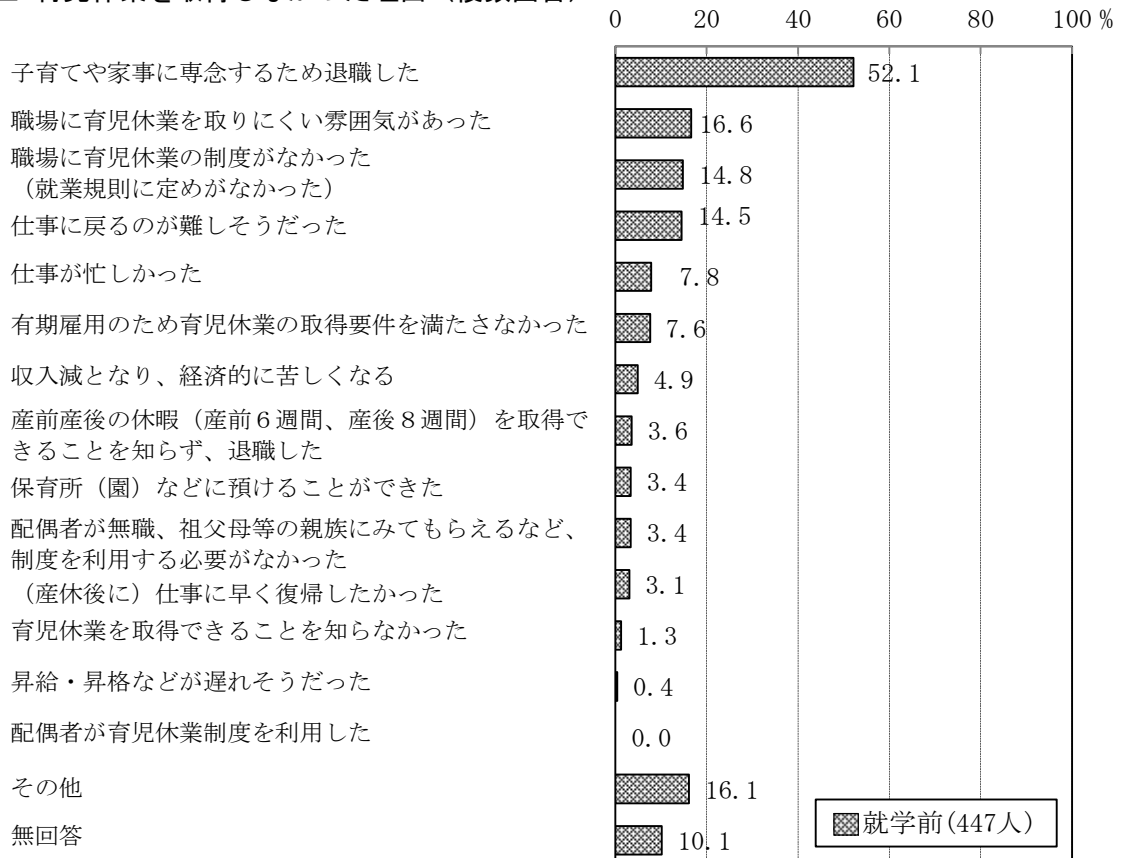
社会が「子どもを生み育てること」を評価しているとは「どちらかといえば思わない」、「思わない」を合わせ、小学生、就学前児童の保護者ともに3割を超えています。

海老名市の地域社会全体が、子育てへのあたたかい心を持つ社会となるような取組が求められます。

■「子どもを生み育てること」への社会の評価



■ 育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



(9) 子育てに必要な支援など

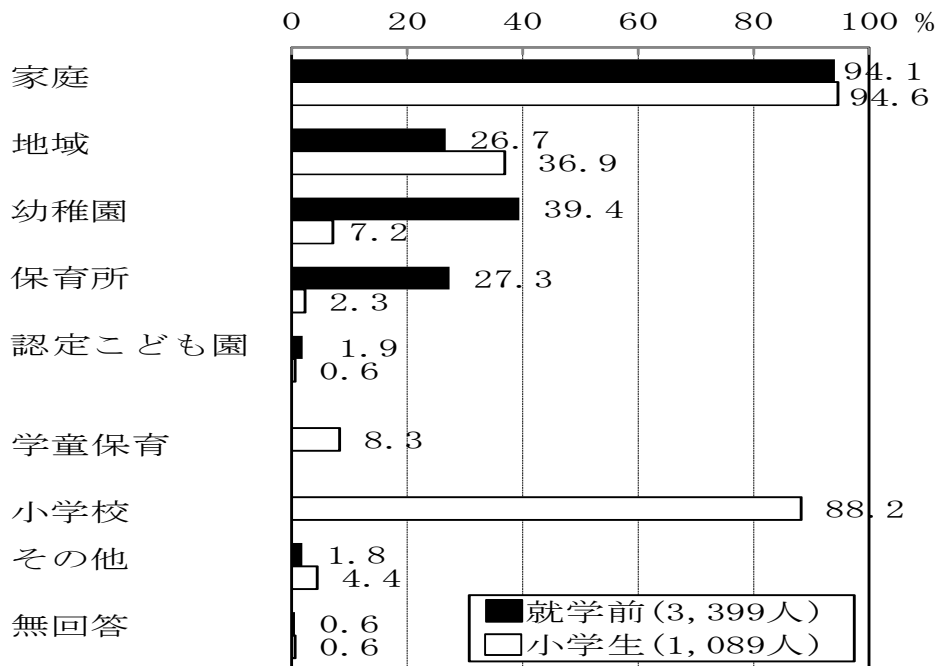
○地域の子育て環境、支援への満足度

子育てに影響する環境とは、主に「家庭」だと子どもの年齢を問わず保護者の9割が考えています。就学前の子どものいる保護者は、家庭のほか「幼稚園」、「保育所」、「地域」など子どもが日中、過ごしている環境も重要視していました。小学生の子どものいる保護者は、家庭とともに「小学校」も影響すると挙げています。

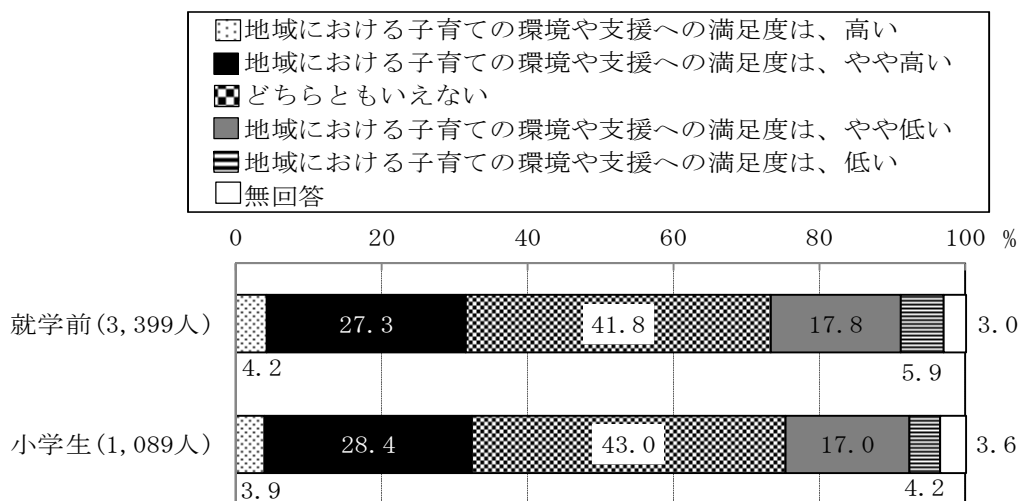
子どもの年齢を問わず、多くの保護者は、日々の生活の中で長い時間を過ごす場所が子どもに影響してくると思っています。

地域の子育て環境、支援への満足度は、「高い」、「やや高い」を合わせ、3割以上が満足しています。

■子育てにもっとも影響すると思う環境（複数回答）



■地域における子育て環境、支援への満足度

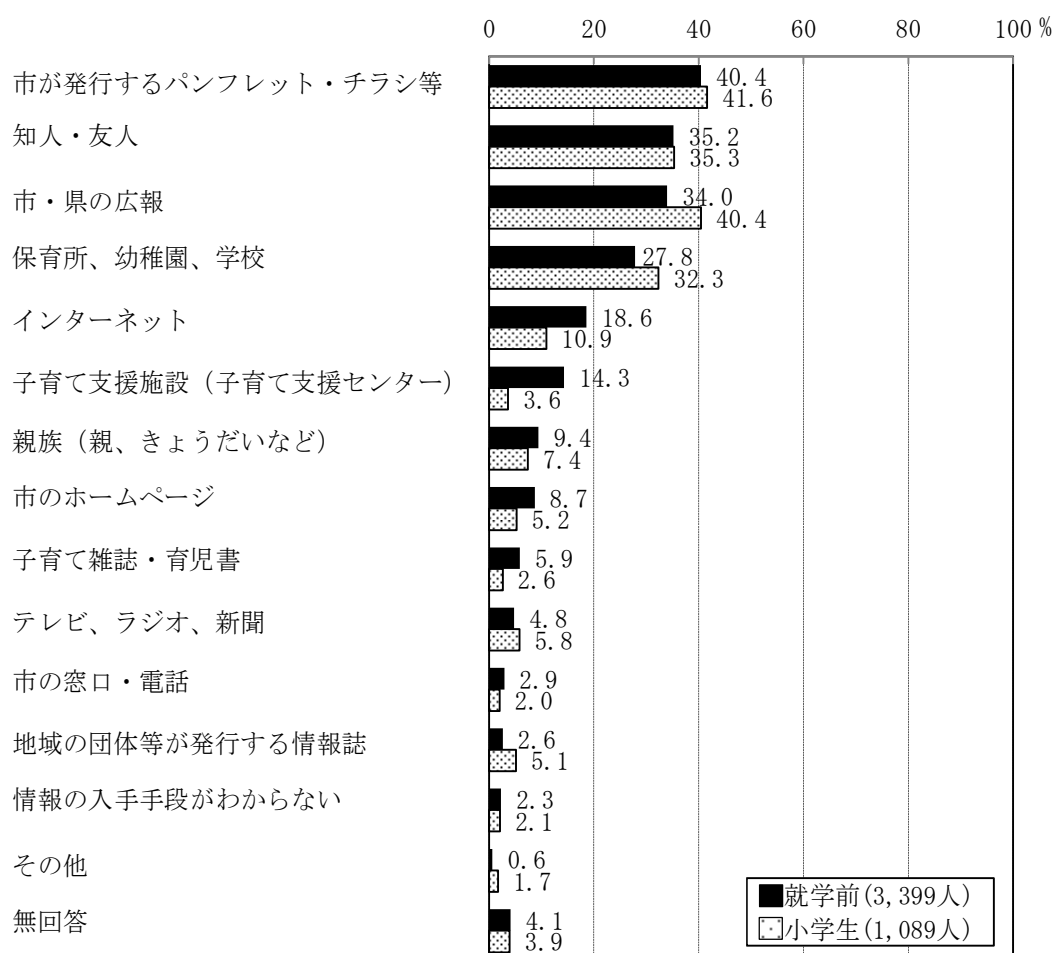


○子育て支援に関する情報の入手方法

子育て支援に関する情報の主な入手方法は、子どもの年齢を問わず多くの保護者が、市・県の広報、パンフレット・チラシ等でした。また、「知人・友人」、「保育所、幼稚園、学校」など保育・教育施設を通じた配布からも情報を得ていました。

今後、子育てに関する悩み等の相談、子育てのサポート支援などの情報提供には、これらの結果を踏まえた提供体制を検討する必要があります。

■子育て支援に関する情報の入手方法（複数回答）

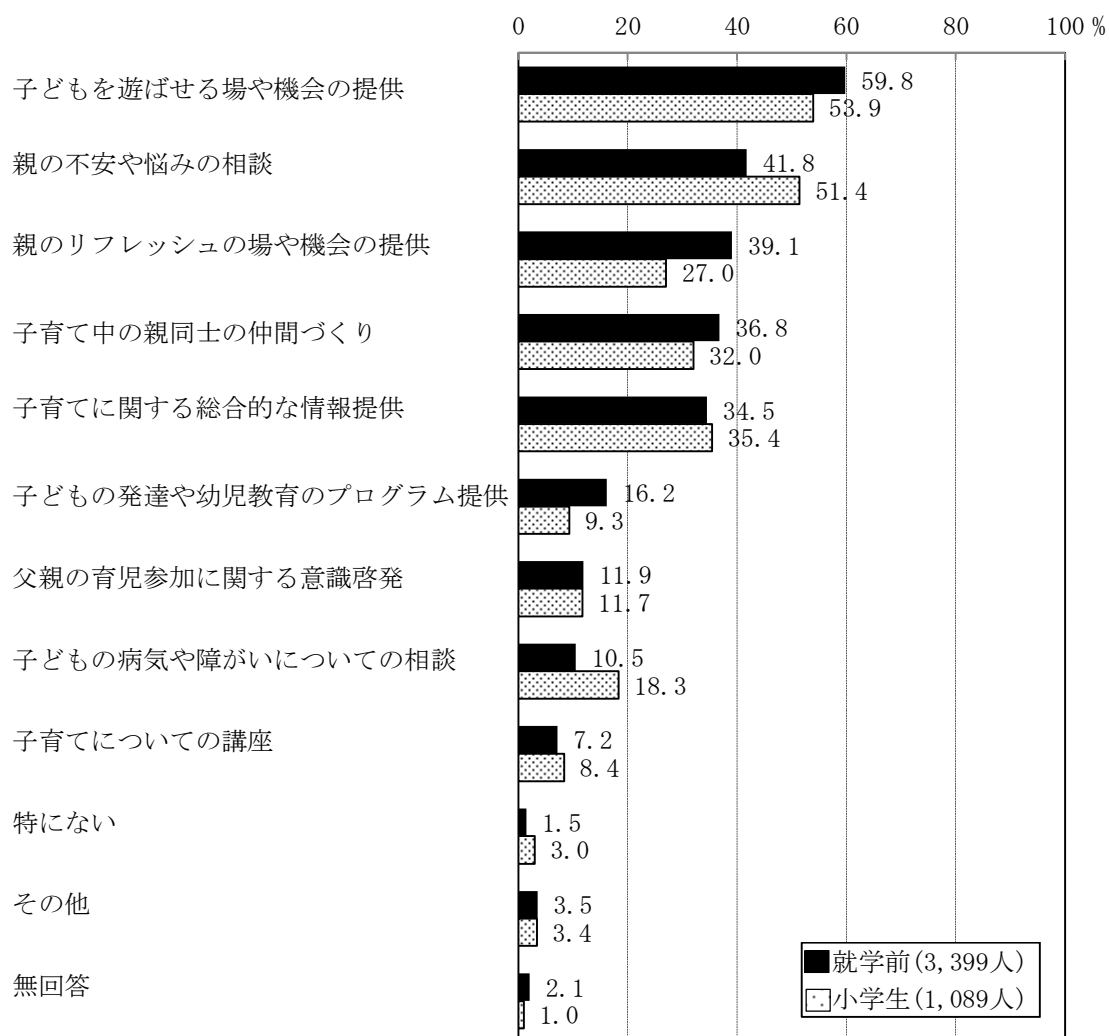


○子育てに必要なサポート

子育てを楽しく、安心して行うために、必要だと思うサポートは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を望む保護者が全体的に多く、5割以上でした。子どもは、年齢によって遊び方の幅が広がります。未就学児を対象にした「すくすく広場」や「おやこふれあい広場」などの交流や遊びの場、「海老名あそびっ子クラブ」など小学生を対象としたものなど、子どもの年齢に合わせた遊びの場の提供を今後も進めていく必要があります。

また、「親の不安や悩みの相談」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」など、“親”へのサポートを望む声も多く挙がっています。子育てしやすい環境づくりに向け、子ども・子育てに関する総合的な情報提供先となる地域子育て支援拠点事業等の充実が求められています。

■子育てに必要なサポート



(10) 子育て環境や支援に関する意見

○子育て環境等に関する意見

子育て家庭の多くが、子どもの遊び場の充実を望んでいます。しかし、その内容は、就学前の子どもがいる保護者は公園やイベント等を、小学生の子どもがいる保護者は児童館等に関するものでした。

就学前の子どもがいる保護者が、経済的な援助や仕事と育児の両立への支援を望んでいますが、小学生の保護者は「学校」に関する事柄に意見等が増えています。

子どもの年齢が上がるにつれ、保護者の多くが、子どもの教育等への関心が膨らむ傾向にあります。

■子育て環境や支援に関する意見（自由回答）

【就学前】

託児サービス（保育園等）に対する不満、希望	646	19.0%
子どもの遊び場（公園・イベント等）の充実を希望	215	6.3%
経済的な援助（補助金等）を希望	156	4.6%
仕事と育児の両立を支援してほしい	123	3.6%
相談をする場・交流が生まれる場の充実を希望	93	2.7%
情報提供に力を入れてほしい	65	1.9%
防犯等、子どもの安全をもっと考えてほしい	61	1.8%
医療・福祉サービスについて	52	1.5%
育児に関する指導、理解が必要	42	1.2%
交通機関・交通アクセスに対する不満	42	1.2%
市の職員の質・対応、行政の取組に不満	40	1.2%
現状に満足／市に感謝・期待している	35	1.0%
教育に不安がある／力を入れてほしい	24	0.7%
給食の導入を希望	19	0.6%
調査について	16	0.5%
施設の設備に配慮を	14	0.4%
特になし	12	0.4%
その他	22	0.6%
回答者数	3,399	

【小学生】

託児サービス（学童等）に対する不満、希望	110	10.1%
子どもの遊び場（公園・児童館等）の充実を希望	74	6.8%
学校の制度や設備に不満	52	4.8%
市の職員や教師の質・対応、行政の取組に不満	40	3.7%
交通安全や防犯に力を入れてほしい	31	2.8%
家庭への経済的な援助を希望（経済面での不安）	28	2.6%
相談する場・情報を得る場がほしい	25	2.3%
仕事と育児の両立を支援してほしい	21	1.9%
医療・福祉サービスについて	15	1.4%
子育てに関する指導、理解が必要	14	1.3%
現状に満足／市に感謝している	10	0.9%
交通機関・交通アクセスに対する不満	6	0.6%
学習支援が必要	6	0.6%
特になし	4	0.4%
その他	13	1.2%
回答者数	1089	

第4節 教育・保育事業者に対する意向調査

1 調査の概要

平成27年度施行の子ども・子育て新制度に際し、既存の教育・保育施設に対し、今後の事業運営についての意向調査を行いました。

これは、市の支援事業計画を定めるにあたり、既存施設の意向を確認するとともに、必要に応じて、施設に対し働きかけを行う必要があるものと考えられるためです。

■調査時点

平成26年7月上旬

■調査対象

市内幼稚園（8施設）、市内認可保育所（12施設）、市内認定保育施設（3施設）

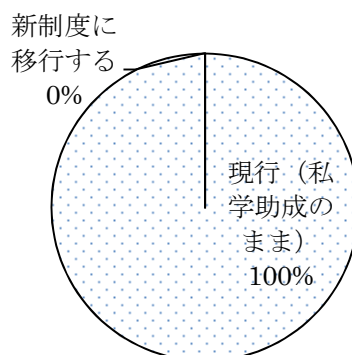
2 調査結果

（1）幼稚園

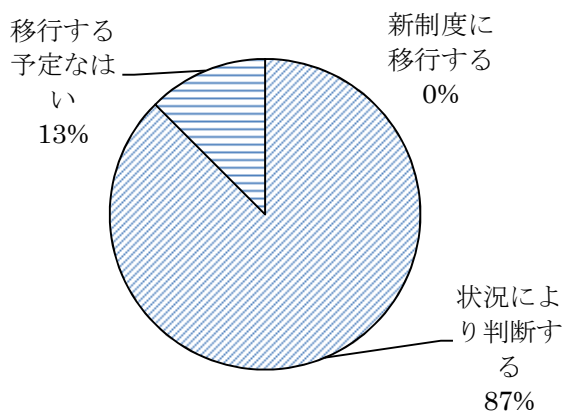
幼稚園については、現行の私学助成による幼稚園（利用者は園と直接契約を行い、園が定めた保育料を園に納める一方、所得に応じ就園奨励補助金等の補助金が市から支給される。）のまま存続するか、新制度による幼稚園（利用者は園と直接契約を行うが、所得に応じ市が決定した保育料を園に納める。）に移行するかを選択する必要があります。

また、連携施設を定めたり施設整備を行ったりすることで、保育施設を設置し、認定こども園に移行することも選択できます。これについて、意向調査を行いました。

○平成27年度に新制度に移行する意向があるか



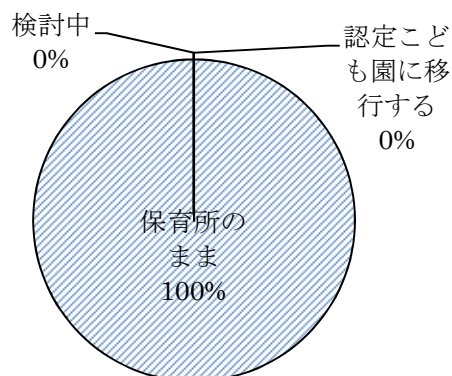
○平成 28 年度以降に新制度に移行する意向があるか



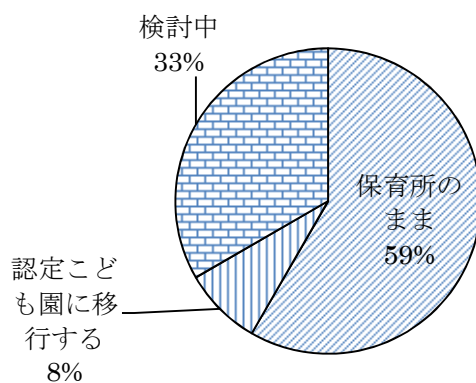
(2) 認可保育所

認可保育所については、基本的には現行とほぼ変わらないまま新制度に移行することとなりますが、連携施設を定めたり施設整備を行ったりすることで、教育施設を設置し、認定こども園に移行することも選択できます。これについて、意向調査を行いました。

○平成 27 年度に新制度に移行する意向があるか



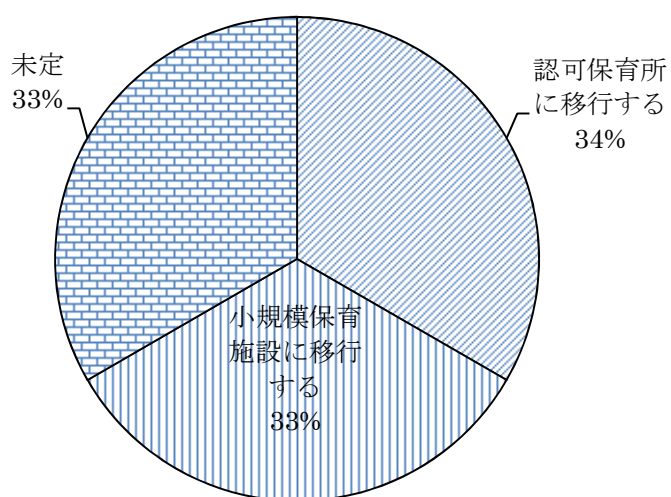
○平成 28 年度以降に新制度に移行する意向があるか

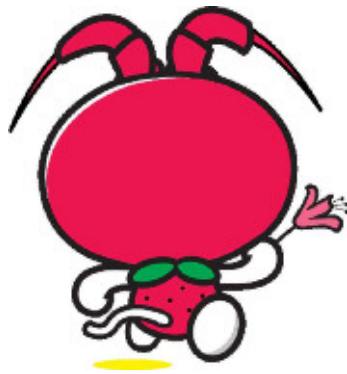


(3) 認定保育施設

認定保育施設については、新制度では定められていないため、経過期間満了後、新制度による認可保育所や小規模保育施設など、いずれかの施設に移行するか、新制度とは別に認可外の保育施設として独自に運営していくか選択する必要があります。これについて、意向調査を行いました。

○今後の施設運営意向





海老名市子ども・子育て支援事業計画

平成 26 年 月

発 行：海老名市

編 集：海老名市保健福祉部子育て支援課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

TEL 046-231-2111

FAX 046-233-9118

<http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

新制度に係る条例の制定について

《新規制定》

- ① 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ② 海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 海老名市保育の必要性の事由を定める条例

1 概要

国の制定する「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備運営に関する基準」を、市町村が条例で定めます。

また、保育の必要性の事由（2号・3号認定の事由）が新たに子ども・子育て支援法施行規則で定められたことに伴い、保育の就労下限時間を市町村が条例で定める必要があるため、下限時間を含めた保育の必要性の事由を条例で定めます。

2 基準を定める条例の概要

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例
内閣府令に定める基準に従い定める。
 - (1) 特定教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）の利用定員に関する基準
 - (2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - (3) 特例施設型給付費に関する基準
 - (4) 特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）の利用定員に関する基準
 - (5) 特定地域型保育事業の運営に関する基準
 - (6) 特例地域型保育給付費に関する基準
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
厚生労働省令に定める基準に従い定める。
 - (1) 家庭的保育事業（保育ママ等）の設備運営基準
 - (2) 小規模保育事業（0～2歳・利用定員19人までの小規模保育事業）の設備運営基準
 - (3) 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター等）の設備運営基準
 - (4) 事業所内保育事業の設備運営基準

③ 条例制定に係る基本的な考え方

当該条例においては、原則として国が省令で示した「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に基づき海老名市の基準を定めます。「従うべき基準」とは、国の省令で定められた基準を遵守して定めるべき基準であり、国の基準を下回る内容を定めることは許容されないものであります。よって、海老名市の条例でも国基準と同様の基準としました。また、「参酌すべき基準」とは、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものではありませんが、海老名市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、海老名市の基準と定めることとしました。

④ 施行日 子ども・子育て支援法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）

ただし、平成 27 年度の保育所等入所申込に係る準備行為等については、施行日前に行うことができるよう附則で定めます。

3 保育の必要性の事由を定める条例の概要

① 概要

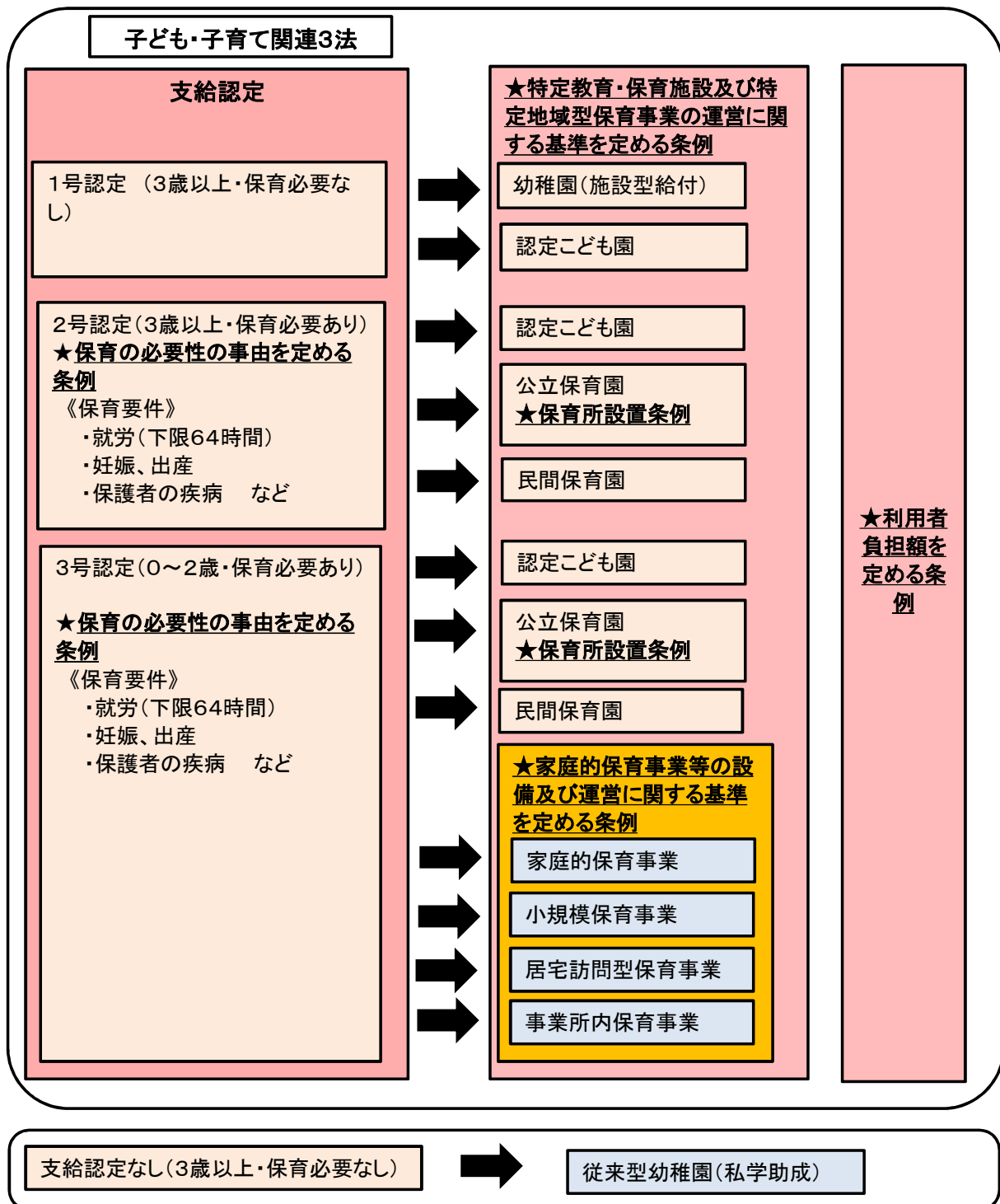
新制度の施行に伴い、平成 26 年 6 月 9 日に制定された「子ども・子育て支援法施行規則」に定められている保育の必要性の事由（2号・3号認定の事由）を、海老名市の保育の必要性の事由として当該条例で定めます。この事由のうち就労を要件とする場合における就労の下限時間を市で定める必要がありますが、この下限時間は、広域入所実施の都合上、近隣市町村とあわせて **64 時間**とします。（現行は 96 時間）

② 海老名市保育所条例の一部改正

現在の入所基準を定めている保育所条例第 3 条は、子ども子育て支援法の施行に伴い適用されなくなるため、当該条例の附則で削除します。

③ 施行日 子ども・子育て支援法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）

新制度に係る条例の体系図



★・・・新制度に伴い制定する条例

特定教育・保育施設の運営に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（第二章）

条	項目	概要
4	利用定員	特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とする。 利用定員は、特定教育・保育施設の区分に応じた年齢（0歳/1-2歳/3-5歳）ごとに定める。
5	内容及び手続の説明及び同意	教育・保育の提供の開始にあたっては、あらかじめ保護者に対し、運営方針、職員数などの重要事項を文書で交付・説明し、利用申込み者の同意を得ること。（HP等による提供も可）
6	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	正当な理由がない場合は、利用申込みを拒んではならない。 申込者が利用定員を超える場合の選考方法は、あらかじめ選考方法を明示した上で、実施しなければならない。 自ら適切な教育・保育を提供することができない場合は、他の施設・事業等を紹介するなど、速やかに適切な措置を講ずること。
7	あっせん、調整及び要請に対する協力	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
8	受給資格等の確認	支給認定証により、利用者の支給認定の有無、認定区分、有効期間、保育必要量等を確認する。
9	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請ができるよう必要な支援を行う。 支給認定の変更は、有効期間の満了日の30日前までに行えるよう支援を行う。
10	心身の状況等の把握	利用者の心身の状況、置かれている環境、他施設等の利用状況について把握するよう努める。
11	小学校等との連携	小学校・特定教育・保育施設等へ円滑な接続を行うため、密接な連携に努める。
12	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日・内容等を記録すること。
13	利用者負担額等の受領	特定教育・保育の提供に対し、保護者から利用料の支払いを受ける。
14	施設型給付費等の額に係る通知等	保護者に対し、施設型給付費について通知・交付すること。
15	特定教育・保育の取扱方針	各施設は施設区分に応じた特定教育・保育の適用を行う。 幼保連携型認定こども園 ⇒幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園 ⇒幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 幼稚園

		⇒幼稚園教育要領 保育所 ⇒児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
16	特定教育・保育に関する評価等	自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、改善を図ること。保護者や外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善に努めること。
17	相談及び援助	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、相談・助言を行う。
18	緊急時の対応	子どもの体調が急変したなどの場合、速やかに保護者又は医療機関へ連絡等を行うこと。
19	支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が給付費を不正に受給又は受けようとした場合は、市町村に対し意見を付してその旨通知すること。
20	運営規定	各施設は運営方針、職員の数、特定教育・保育を提供する日など、運営に関する重要事項に関する規定（運営規定）を定める。
21	勤務体制の確保	適切な教育・保育を提供できるよう勤務体制を定める。特定教育・保育は、特定教育・保育施設の職員が提供する。職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。
22	定員の遵守	利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、需要の増大等のやむを得ない事情がある場合は可能。
23	掲示	施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を掲示すること。
24	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもに対し、国籍、信条、社会的身分等によって差別的な扱いをしてはならない。
25	虐待等の禁止	子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはいけない。
26	懲戒に係る権限の濫用の禁止	幼保連携型認定こども園及び保育所の長は懲戒に係る権限を濫用してはならない。
27	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 小学校等に情報提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。
28	情報の提供等	保護者が適切に施設を選択できるよう、教育・保育の内容について情報提供に努めること。 広告の際、虚偽又は誇大なものとしてはならない。
29	利益供与等の禁止	利用者支援事業者に対し、自らの施設を保護者へ紹介することの代償として、金品等の利益を供与・收受してはならない。

30	苦情解決	<p>苦情解決窓口を設置する等の措置を講じ、苦情を受けた場合は、内容を記録すること。</p> <p>苦情に対し、市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言に従い必要な改善をし、市町村へ報告すること。</p>
31	地域との連携等	<p>地域住民等の活動と連携・交流に努めること。</p>
32	事故発生の防止及び発生時の対応	<p>①事故防止のための指針の整備、②事故検討・分析・改善・周知を行う体制の整備、③事故防止委員会及び研修を行うこと。</p> <p>事故発生時は、速やかに市町村及び保護者へ連絡を行うこと。</p> <p>事故の状況、処置方法について記録をすること。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p>
33	会計の区分	<p>教育・保育事業とその他の事業と会計を分けること。</p>
34	記録の整備	<p>職員、設備、会計に関する記録を備えること。</p> <p>次の書類を整備し5年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育要領等で定める教育・保育の提供あたっての計画 ・提供した教育・保育内容の記録 ・支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情内容等の記録 ・事故報告書等の記録

家庭的保育事業等（＝地域型保育事業）の主な運営基準について

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の総則部分

条	項目	概要
1	趣旨	従うべき、参酌基準となる規程の指定等
2	最低基準の目的	最低基準の目的
3	最低基準の向上	市町村は基準を向上させるよう努める
4	最低基準と家庭的保育事業所等	事業所は最低基準を向上させなければならない。
5	事業者の一般原則	利用者の人権への配慮、地域社会との交流、自己・第三者評価、採光・換気の配慮
6	保育所等との連携	連携施設の設定（居宅訪問型を除く）
7	事業所と非常災害	消火器等の設置と避難・消火訓練の実施
8	職員の一般的要件	職員の一般的な資質等
9	職員の知識及び技能の向上等	職員の研鑽、知識・技能の向上、研修機会の確保
10	他の社会福祉施設と併置するときの基準	併置するときには一部機能を兼ねることができ。（保育に直接従事する職員を除く。）
11	利用者を平等に取り扱う原則	利用者の国籍、信条、身分、費用負担によって差別的取扱いをしてはならない。
12	虐待等の禁止	職員は児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
13	懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
14	衛生管理等	食器、飲料水等を衛生的に管理、医薬品の常備、感染症・食中毒の防止
15	食事	食事は自園調理により行わなければならない。必要な栄養量、身体的状況・嗜好等を考慮。食育の推進等。
16	食事の提供の特例	一定の要件を満たす場合は外部搬入が可能。加熱・保存等の設備は必要。
17	利用者・職員の健康診断	利用者には利用開始時また年2回の定期健診が必要。調理担当職員は特に配慮。
18	事業所内部の規程	重要事項に関する規定の整備
19	事業所に備える帳簿	職員、財産、収支、処遇等の帳簿の整備
20	秘密保持等	利用児とその家族の秘密の保持
21	苦情への対応	苦情受付窓口の設置、市町村からの助言・指導に従う

2. 特定地域型保育事業の運営に関する主な基準

条	項目	概要
37	利用定員	事業ごとの定員、利用定員の区分（0歳/1歳以上）
38	内容・手続の説明・同意	重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者の同意を得なければならない。
39	正当な理由のない拒否の禁止	正当な理由がなければ利用申込を拒んではならない。利用者が定員を超えた場合は選考できる。
40	あっせん、調整、要請に対する協力	市町村から利用者のあっせん、調整、要請にできる限り協力しなければならない。
41	心身の状況等の把握	利用者の心身の状況の把握に努める。
42	保育所等との連携	保育所等の連携施設を確保しなければならない。（居宅訪問型を除く）
43	保育料の受領	利用者の保護者から保育料の支払いを受ける。他に文房具等、行事費、バス代等の支払いを受けることができる。
44	保育の取扱方針	保育指針に従って保育を行わなければならない。
45	保育に関する評価等	自己評価の実施義務、第三者評価の努力義務
46	運営規程	重要事項に関する規定の整備
47	勤務体制の確保等	職員の勤務体制を定めておかななければならない。
48	定員の遵守	利用定員を超えてはならない。ただし、年度途中にやむを得ない場合を除く。
49	記録の整備	職員、設備、会計等の記録の整備・保管
50	準用【8条準用】	特定教育・保育施設の基準第8、9、11、12、14、17～19、23～33条の規定を準用する。
51	3歳以上児を保育する場合の基準	3歳以上の幼稚園児・保育園児を特別に保育する場合は、地域型保育事業の基準を遵守すること。利用定員内で受入れること。

家庭的保育事業の主な基準について

区分	基準の内容	備考
保育する人数	1～5人	
保育する年齢	0～2歳 (但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可)	
配置する職員	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）、嘱託医、調理員	
保育従事者の資格	家庭的保育者：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者	
保育従事者数	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	
設備	保育を行う専用居室、調理設備、便所、遊戯等に適当な広さの庭	※調理設備はキッチン程度、庭は付近の代替地で可
面積	保育室：9.9㎡以上（3人を超える場合は+3.3㎡/人） 庭：3.3㎡/人以上（2歳以上児1人あたり）	
給食	自園調理が原則 ※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可）	※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。
耐火基準	規定なし	
避難階段	規定なし	
連携施設	連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要（連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設）	※平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。

小規模保育事業の主な基準について

	A型【分園型】	B型【中間型】	C型【グループ型】
基本的性格	保育所分園に近い類型	A・Cの間	家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型
保育する人数	6～19人		6～10人
保育する年齢	0～2歳 (但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可)		
配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	A型+保育従事者	家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員
保育従事者の資格	保育士	保育従事者：市町村の研修を修了した者	家庭的保育者：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者
職員数	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 上記に加え1名追加配置	A型と同じ ただし保育士の比率は1/2以上 (比率が上がれば給付額が上昇)	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場（付近の公園等で代替可能） 調理設備、便所		
面積	乳児室又はほふく室：3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人以上 屋外遊戯場：3.3㎡/人以上（2歳児1人あたり）	左記と同じ。但し保育室又は遊戯室のみ3.3㎡/人以上	
給食	<p align="center">自園調理が原則</p> <p>※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可） ※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。</p>		
耐火基準	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であること		
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に応じて定められた仕様の階段等が2か所以上必要。（ただし、2,3階の避難用屋内階段のみ認可保育所と基準が異なる）		
連携施設	<p align="center">連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要 (連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設)</p> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。</p>		

居宅訪問型保育事業の主な基準について

区分	基準の内容	備考
保育する 人数	1人	
保育する 年齢	0～2歳	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害・疾病等により集団保育が著しく困難である場合 ・ 認可保育所等の定員減の場合に引き続き保育を提供する場合 ・ 認可保育所等に入所できない場合 ・ 母子家庭等の保護者が深夜勤務に従事する等の場合 	
配置する 職員	家庭的保育者	
保育従事 者数	1：1	
設備	事業者は、居宅訪問を受け付けるための事務所等に使用する専用区画を設け、そこに居宅訪問に使用する設備・備品等を備えなければならない。	
面積	なし	
給食	なし	
耐火基準	なし	
避難階段	なし	
連携施設	障害・疾病を有する乳幼児を保育する場合は、障害児入所施設等を確保しなければならない。	

事業所内保育事業の主な基準について

区分	基準の内容		備考
	定員 20 人以上 (保育所型事業所内保育事業)	定員 19 人以下 (小規模型事業所内保育事業)	
保育する 人数	一定の地域枠の設定（おおよそ定員の 1/4～1/3） （総定員の上限・下限はない）		
保育する 年齢	0～2 歳（但し特別な事情が認められる場合は 3 歳 以上も可）		
配置する 職員	保育士、嘱託医、調理員	保育士又は保育従事者 (※)、嘱託医、調理員	※市町村の研修を修了した者
保育従事 者数	0 歳児 1 : 3 1～2 歳児 1 : 6	左記に加えて 1 名加配 (但し保育士は 1/2 以 上でよい)	
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場（※1）、医務 室、調理室（※2）、便所	左記と同じ (但し調理室は調理設備 で良い)	※1 付近の公園等で代替 可能 ※2 保育所専用ではなく 事業所の調理室も可
面積	乳児室：1.65 m ² /人以上 ほふく室：3.3 m ² /人以上 保育室又は遊戯室： 1.98 m ² /人以上 屋外遊戯場：3.3 m ² /人 (2 歳児 1 人あたり)	乳児室又はほふく室： 3.3 m ² /人以上 他は左記と同じ	
給食	自園調理が原則 連携施設等からの搬入可		※現在自園調理を行って いない施設の場合、31 年度末までの体制整備を 前提に経過措置あり。
耐火基準	保育室等を 2 階以上に設ける場合は、耐火又は準耐 火建築物であること		
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に應じ て定められた仕様の階段等が 2 か所以上必要 (ただし、2,3 階の避難用屋内階段のみ認可保育所と 基準が異なる)		
連携施設	確保しなくても良い	必要（※）	※31 年度末までは設定 を求めないことができる

※ 年度途中で従業員の子どもが利用できず、復職の妨げにならないよう、定員弾力化によ
って柔軟な受入が可能となるようにする。

～放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)について～

放課後児童健全育成事業(いわゆる学童保育)の環境を整え向上させるため、施設の設備や運営に関する基準を市町村ごとに条例で定めることとなりました。

条例に定める様々な基準については国が示しており、市町村として「従うべき」基準と「参酌すべき」基準があります。海老名市では、国が示す基準と異なる基準を定める特段の事情はないため基本的に国が示す基準にのっとり定める予定ですが、市内学童保育の実情を考慮して、即時の対応が難しいと思われる基準については経過措置を設ける等の措置を検討していきます。

下表が、学童保育の施設や運営等について国が示している基準の概要です。

<国が示す基準(厚生労働省令第63号)の概要>

従うべき基準	
◎職員(従事する者)に関する基準	(省令第10条)
(1)支援員の数は、施設の単位ごとに二人以上配置すること。但し、その一人を除き、補助員をもって代えることができる。 (2)支援員は、下記のいずれかに該当する者で都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 高等学校を卒業し二年以上児童福祉事業に従事した者 ④ 教諭となる資格を有する者 ⑤ 大学において社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学を専修する学科課程を修めて卒業した者 ⑥ 上記において優秀な成績で単位を修得し、大学院への入学が認められた者 ⑦ 上記大学院課程を修めて卒業した者 ⑧ 外国の大学において上記の課程を修めて卒業した者 ⑨ 高等学校を卒業し二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で市長村長が認めた者 (3)利用者が二十人未満の事業所は支援員(二人以上)のうち一人を除いてもよい。 (5)同一敷地内にある施設等の職務に従事している場合も支障のない範囲で一人でもよい。	
参酌すべき基準	
◎設備に関する基準	(省令第9条)
(1)事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける(専用区画)ほか、必要な設備を備えること。 (2)専用区画の面積は、児童一人につき概ね1.65㎡以上とする。 (3)専用区画並びに設備・備品は開所している時間帯を通じて当該事業の用に供するものでなければならない。 (4)専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	
◎集団に関する基準	(省令第10条)
(4)一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	
◎開所時間及び日数に関する基準	(省令第18条)
(1)事業者は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める時間以上を原則として、開所時間を定める。 <ol style="list-style-type: none"> ① 小学校の休業日に行う事業は1日8時間以上 ② 小学校の休業日以外の日に行う事業は1日3時間以上 ③ 事業所を開所する日数は、1年につき250日以上 	
◎その他の基準	
・事業者は、消火器等非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害対策計画の作成や定期的な避難訓練等をするよう努める。(省令第6条) ・事業者は、事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない。(省令第14条) ・事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(省令第17条)	